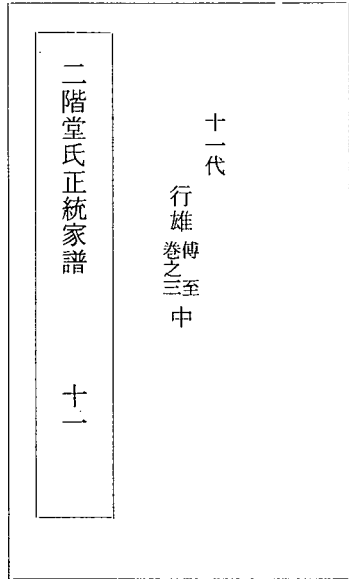


表紙



十一代

行雄 傳至中
卷之三

二階堂氏正統家譜

十一

(行雄譜中)

〇三六 鎮西下知狀

隱岐三郎左衛門尉 法師(二階堂行雄)代頭雄申薩摩國阿多郡北(法名行存)

方内高橋郷御所用途事、

右、如所進被下隱岐入道後家之正應五季十二月七日関東(二階堂善忠)

御教書者、異賊警固事、嚴密有沙汰之上、任申請、可令

差下子息三郎左衛門尉於所領阿多北方云云、如被宛同人(奉行)

之永仁貳季十二月廿七日同御教書者、薩摩國阿多北方季

貢事、當所之外、無知行地之處、依異國警固、差下子息

云云、仍所有御免也云云、如尼忍照正和三年二月廿八日置

文者、薩摩國阿多北方御所用途佰伍拾貫文、每季仁鎌倉

江沙汰志滿伊良須留登雖登母、故左衛門入道殿鎮西警固

仁依天御免阿留上者、高橋能郷仁每季柒拾伍貫文仁當留

用途於被、尼一期能後者面、庶子知行能分限仁隨天、彼用

途於惣領能方江可弁也、何母孫多利登雖登母、故三郎左衛

門入道能身仁向天御免阿留間、尼賀心仁任世奴仁、依天、

置文於加樣尔書置候也、若懈怠乎致佐牟輩者、下地於可

申給也、又庶子等咎無加良牟於惣領方与利煩和須滿志幾也

云云、俸彼狀等亡父三郎左衛門入道(奉行)、爲異國警固下

向之間、依其勞、當方御季貢蒙御免之間、祖母忍照書置

子細之處、庶子等對捍之上者、任誠句、可被付下地於惣

領之由就訴申、嘉曆二季十一月以後度、遣召文之上、仰

市来孫太郎時家、尋問難澁實否處、如執進一分庶子近江四

郎左衛門尉後家代道阿今季正月廿八日請文者、彼御所用

途事、致沙汰、請取明白候、將亦正員在鎌倉候、企參上

可明申云云、所詮者道阿進請文之後、于今不參、不遁難澁
咎之上、帶返抄云云、可致沙汰之條勿論歟、然則於件用
途者、遂結解、有未進者可究濟矣者、依仰下知如件、

嘉曆四年九月廿日

修理亮平朝臣(英時)(花押)

「右文書繼目裏判」

(本文書ハ「旧記雜録前編」一一五二五号文書ト同文ナリ)

○ 鎮西下知狀案

(本文書ハ三六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○探題北條英時在判下知狀扣一通、正文在家藏、記于左、

○三七 鎮西下知狀

隱岐三郎左衛門尉行雄法師(二階堂)行法名代顯雄與同孫三郎定氏

代妙性相論薩摩國阿多郡北方高橋郷事、

右、訴諫(練)二問答之上、於引付之座召決之處、恰恰所申枝

葉雖多、所詮、顯雄則彼北方者、祖母忍昭(原)所領也、而爲

異賊警固、可差下子息隱岐左衛門入道道忍(案行)千時(在俗)於鎮

西之由、正應五年依被成御教書、道忍下向之刻、(案行)御年

貢每年佰伍拾貫文蒙御免之間、於下地者、雖分讓之、至年

貢者、可弁惣領之條、忍昭置文分明之處、定氏對捍之上

者、任誠句、可被付下地之由、訴之、妙性亦忍昭遺領者、

數輩知行之間、於警固役者、各令勤仕畢、争可弁御免年

貢於惣領之由、可書置哉、眼前之謀書也、可被音捐(マツ)濫訴

之旨、陳之、爰如顯雄所進被下隱岐入道後家之正應五年

十二月七日關東御教書者、異賊警固事、嚴密有沙汰之上、

任申請、可令差下子息三郎左衛門尉於所領阿多北方云云、

如被宛同人之永仁二年十二月廿七日同御教書者、薩摩國

阿多北方年貢當所之外無知行地之處、依異國警固差下子息云、仍所有御免也云云、如忍昭正和三年二月廿八日置文者、薩摩國阿多北方御所用途伍拾貫、每年仁鎌倉江沙汰志進須留登雖登母、故左衛門入道殿鎮西警固尔依且、御免阿留上者、高橋郷尔每年柒拾伍貫文仁當流用途於彼、尼一期乃後者、面々庶子知行乃分限尔随天、彼用途惣領乃方尔可弁也、何毛孫他利登雖登母、故三郎左衛門入道身尔向且御免安留間、尼賀心仁任世奴尔依且、置文乎加様仁書置也、若懈怠乎致佐牟輩者、下地於可申給也、又庶子等答(无脱力)加良牟於、惣領方与利謂煩波須末志幾也云云者、後家女子知行之鎮西所領者、非警固要器之間、可被取公之由、正應年中有沙汰之刻、當方者、就差下子息道忍、全知行之上、依彼勞効蒙年貢御免之間、存其由緒、於高橋郷分柒拾伍貫文者、可弁惣領行存之條、忍昭置文分明之旨、顯雄申之處、以忍昭所給御教書、号道忍拜領之條、參差由、妙性雖稱之、可差下道忍于時在俗之旨、御教書柄焉之間、加了見坎、而於正應御教書者、被宛忍昭之處、不任意之

旨、載置文之條、爲謀書之由、妙性又雖申之、依道忍下向、蒙御免之間、令書表子細坎、不足繆難、隨而如御教書年貢也、号置文者、御所用途云云、名目相違之旨、妙性申之處、進御所之間、御所用途之由、令書坎之旨、顯雄稱之、非無會釋哉、加之、異賊番役者、面々所令勤仕也、道忍一人難募其勞之由、妙性雖申之、無支證之上、彼役者、嘉元以來被止畢、忍昭死去者、正和年中也、本主存日不可各別間、不及沙汰、且件年貢可弁惣領者、尤可載子細於讓狀處、無其儀之旨、妙性雖稱之、如然事、就置文有沙汰之條、爲常例坎、將又彼年貢事不實也、可被召出御免以前證狀之由、依妙性申、如顯雄出帶正嘉二年十二月十六日關東御教書者、阿多北方御年貢錢賃佰伍拾貫文、每年無懈怠可進云云、子細柄焉之上、或忍昭蒙御免之由、稱之、或不存知之旨、妙性申之間、陳詞亘兩端畢、所詮、置文謀書之由、妙性雖稱之、於顯雄差申行存第六郎左衛門尉成藤・又三郎行武所帶忍昭讓狀者、号一味之仁、妙性嫌申訖、至妙性引申近江四郎左衛門尉後家

所持狀者、就行存訴、弁彼用途之由、代官道阿依進請文、先日裁訴之上、承伏狀不及召出之、宮内少輔入道妻者、載陳狀之間、對決之時、被尋問之處、不知在所之旨、妙性申畢、旁難及類書之沙汰上者、置文實書之條勿論欵、凡如彼狀者、致懈怠之輩分、猶惣領可申給之由、書載之處、以行存所帶祖母忍昭置文、定氏加謀作難之條、不通其咎欵、然則任傍例、就誠句、於當郷内定氏分領者、所被付于行存也矣者、依仰下知如件、

元徳元年十二月廿五日 修理亮平朝臣(英時)(花押)

『右雜目裏判』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二五四一号文書ト同文ナリ)

○北條英時在判執達狀一通、正文在家藏記于左、

○三八 鎮西御教書

豊前國金田村地頭隱岐三郎左衛門入道行存代頭雄申、當

村内河成新開田事、訴狀如此、子細見狀、早參對、可被明申也、仍執達如件、

元徳二年九月十二日 修理亮(花押)

○北條英時在判下知狀一通、正文在庶流二階堂八左衛門行寬隅州敷根士家、記于左、

○三九 鎮西下知狀

『正文在敷根衆中二階堂八左衛門行寬』

隱岐三郎左衛門尉行雄法師法名代頭雄申薩摩國阿多北方内高橋郷御所用途事、

右、行存帶關東度々御教書・祖母忍昭置文、申子細處、

庶子近江四郎左衛門尉後家代道阿、進承伏請文間、嘉曆

四季改元九月廿日被裁許訖、而不致弁之由、就訴申、去年元徳正月十六日、三月六日兩度催促之上、仰蒞谷又次

郎入道覺禪、被尋問違背實否之處、如覺禪同九月八日請

文者、高橋郷年貢事、雖相觸、近江四郎左衛門尉後家代不及散狀云云起請之詞者、不應度々御下知之條、載之、匱遁違

背咎之上、如忍昭正和三年二月廿八日置文者、致懈怠之

輩分者、惣領可申給下地之由、就載之、一分庶子隱岐孫

三郎貞氏所帶、既裁許畢、旁不及異儀欺、然則當郷内、

於彼後家分領者、所被付行存也焉者、依仰下知如件、

元徳三年八月廿日

修理亮平朝臣(花押)

○道弘家名實名不詳在判契約狀一通、正文在庶流二階堂行寛家、記于左、

○四〇 道弘契狀

▽正文在數根衆中二階堂八衛門行寛

薩摩國阿多郡内高橋郷内之道北在家等事、相博申候上者、於向後者、一門他門之間にも心を合テ、雖聊不可成違乱

煩、偏成同心思、未々までも一切不可有矯飭之儀、此条偽申候者、相互佛神御爵於可罷蒙也、仍契狀如件、

正慶二年閏二月廿七日

道弘(花押)

○自建武至觀應之交屬 將軍方有勲功、尊氏卿賞之、以手自花押御下文、加賜所之地、足利左兵衛督直冬亦屢贈感牘焉、自是以往從事 足利將軍家、

○建武四年三月七日 尊氏卿賜手自證花押所領安堵之御下文、其御下文一通、古寫一通正文在家藏、記于左、

○四一 足利直義下文

下

隱岐三郎左衛門尉行雄法師法名行存

可令早領知薩摩國阿多郡北方田布施郷半分、豊前國金田庄内金田村半分地頭職事、

右任代々下文并延慶二年六月廿九日外題安堵可領掌之狀
如件、以下、

建武四年三月七日

源朝臣(直義)(花押)

○ 足利直義下文案

(本文書ハ四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○太守貞久公御名判御執達狀一通正文在家藏、記于左、

○四二 島津道鑑^{貞久}施行狀

將軍家政所進御年貢薩摩國阿多北方錢百五拾貫文事、今年十一月廿八日奉書如此、急速可被申散狀候、仍執達如件、

建武四年十二月廿五日

(貞久) 沙弥(花押)

(二階堂) 隱岐三郎左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九九〇号文書ト同文ナリ)

○行雄所分與庶子隱岐七郎行貞^{家系分 領地讓狀扣一通正文不詳}領地讓狀扣一通正文在家藏、記于左、

○四三 二階堂行存讓狀

讓与

七郎行貞所

薩摩國阿多郡北方高橋郷内路 余利 南水田拾八町六段

井井半田、山野、
四至境見本文書

右、所者、行存爲相傳所領之間、所讓与行貞實也、於公方御公事者、随分限、令勤仕、迄于子々孫々、無他妨、可令知行、仍爲後日讓狀如件、

建武五年九月二日

(二階堂行雄) 行存(花押)

○行雄所分與庶子良勝房^{家系分 領地讓狀扣一通正文不詳}領地讓狀扣一通、正文在

家藏、記于左、

○四四 二階堂行存讓狀

讓与

良勝房所

薩摩國阿多郡高橋郷内平井寺水田八段・屋敷三ヶ所
并玉牟田壹丁・土与姫田四段卅事、

右、所者、行存爲相傳所領之間、一郡分所讓与良勝房也、勤仕寺社役、無他妨、可令知行、仍爲後日讓狀如件、

建武五年九月二日

（二階堂行進）
行存（花押）

○執印又三郎友雄言上狀一通・御教書案一通・御事書一通・御施行一通・御催促狀二通・交名注文二通都而八通裏書并裏判、四所有之、正文在家藏、記于左、

○四五 新田宮執印友雄重申狀

薩摩國一宮八幡新田宮執印又三郎友雄重言上、

爲同國阿多郡北方領主隱岐三郎左衛門入道行存扶持當社御領五大院田平民名主五郎兵衛友氏同兄弟數輩、押取御年貢并神用米等、押領友雄知行宮下跡田地友氏所當米代引田以下間、含鬱詆刻、如被仰下御教書・御事書等者、可停止寺社領妨、違背輩者可被罪科云々、依此旨御施行、就注申御催促間、爲収納御年貢、差遣神人等處、行存不恐神慮、不憚御教書、破損大菩薩變化神王面衣襲、或殺害神人平大郎太官司、或致打擲蹂躪狼藉上者、重科難遁、然早任定法、（先）被逐大破節、於神敵御教書違背科者、且任鯨嶋行願例、被經御沙汰、且欲預御注進子細事、

副進

一通 御教書案
一通 御事書

一通 御施行

一通 御催促狀

一通 行存可弁年貢由同御催促狀

一通 被殺害神人以下輩交名注文

一通 行存令殺害神人致打擲蹂躪下手人等交名注文

右巨細、先度具言上早、爰行存扶持神敵友氏等、奉忽緒

神威、背御教書・御事書等、破損王衣之結句、与殺害以

下恥辱、於御年貢沙汰・神人等狼藉咎難遁之上者、任定

法、先被遂大破節、且被責渡彼濟物等、且於神敵之段者

任行願例、被經御沙汰、爲預御注進、重言上如件、

曆應元年十一月 日

▽^⑧〔(雜目裏書)新田宮執印三郎所進〕……………(酒匂久景)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二〇三四号文書ト同文ナリ〕

○四六 足利尊氏御教書案

▽^⑨〔(端裏書)「新田宮執印又三郎所進」〕

寺社并本所及武家輩所領等事、々書一通遣之、早守彼狀、

當國分來月中嚴密可遵行、將又土貢以下令先納者、悉可

亂返之、若猶遲怠者、任定置之旨、可處罪科之狀如件、

建武五年閏七月廿九日

(尊氏) 御判

薩摩國守護(貞久)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二〇三四号文書ト同文ナリ〕

○四七 島津道鑑貞久施行狀案

諸國守護人事

右、被補守護之本意、爲治國安民也、爲人有德者任之、

爲國無益者可改之處、或募勲功之賞、或稱譜第之職、押

妨寺社本所領、管領闕所地頭職、預置軍士、宛行家人之

▽^⑩〔(雜目裏花押)酒匂久景〕……………

條、甚不可然、固守貞永式目、大犯三ヶ條之外不可相綺、

爰近年不叙用引付等奉書、不及請文、徒涉旬月、多累催

促、愁鬱之輩不可勝計、政道之違亂、職而斯由、仍就違

背之科條、須有改定之沙汰、

寺社并本所及武家輩所領等事、今年閏七月廿九日御教書并御事書案遣之、所詮、且任被仰下之旨、嚴密致沙汰、且可相觸薩摩國地頭御家人等之狀如件、

建武五年八月十一日

道鑑在判

(酒匂久景)
守護代

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇二五号文書ト同文ナリ)

○四八 酒匂久景遵行狀

寺社并本所及武家輩所領等事、今年閏七月廿九日御教書并御事書案、同八月十一日御施行如此、早任被仰下之旨、可被致嚴密沙汰候、仍執達如件、

建武五年九月卅日

(酒匂)
平久景在判

謹上 薩广國地頭御家人御中

▽(鮫)酒匂久景
(鱈)繼目裏花押
△
(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇二九号文書ト同文ナリ)

○四九 酒匂久景書狀

新田宮執印又三郎友雄申、當宮御領院田御年貢并園地獻物、御放生會送物、夏越饗料米夫々押取由事、訴狀如此候、所申無相違者、急速可被致沙汰候、若又有子細者、可被明申候、恐々謹言、

十月廿七日

左衛門尉久景在判

謹上 阿多郡北方地頭殿

○五〇 阿多五大院神人等交名注文

注進 爲收納御年貢遣阿多五大院神人等交名事

合

一人 波太宮司	一人 平太郎太宮司	彼被殺害 行存
一人 三郎太宮司	一人 弥三郎太宮司	
一人 尺迦太宮司	一人 諸二郎王檢校	
一人 源三郎王檢校	一人 上村王檢校	
一人 御殿守乘一	一人 御殿守又二郎	

右神人等交名注文如件、

「右 同」
「右 同」
(花押)

○五一 二階堂方下手人交名注文案

注進 行存破損神王面衣嬖致殺害以下狼藉下手人等交名

事

合

一人 大炊兵衛入道 一人 但緩房

一人 三原弥三郎 一人 二郎衛門

一人 五郎兵衛院田一分
領主 一人 新大夫入道同名一分
領主

一人 彦五郎同院一分
領主 一人 三郎四郎同一分
領主

一人 彦六同一分
領主 一人 堂免知行女子下人
孫二郎入道親子

右雖有數十人不遑注文仍粗下手人等交名如件、

「右文書裏書」

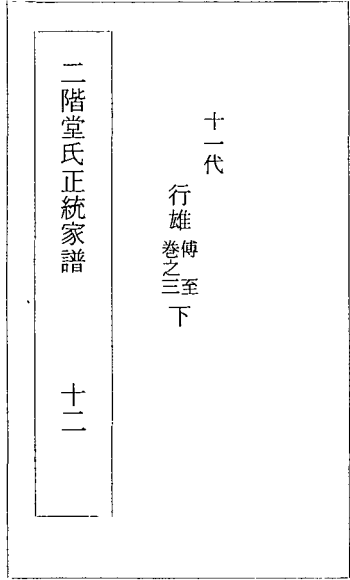
新田宮執印又三郎所進

「右文書繼目裏判」
(酒匂久景) (花押)

「右 同」

(花押)

〔表紙〕



十一代

行雄傳卷之三下

二階堂氏正統家譜

十二

○正和三年二月二十八日、忍照尼置文前條古寫曆應四年十月五日

貞久公御裏書御名判有之一通・正應五年十二月七日御教書執權北條

貞時・同宣時連名前件古寫一通・永仁二年十二月二十

七日御教書前文古寫一通、此二通之繼目、貞久公御裏

書御名判有之・嘉曆四年九月二十日下知狀前條古寫貞久

公繼目御裏書御名判有之一通、正文在家蔵、記于左、

○五二 尼忍照置文案

〔校正了〕

薩摩國阿多北方御所用途百伍拾貫文、毎年仁鎌倉へきたしまいらするといへとも、故左衛門入道殿鎮西警固ニよて御免あるうゑハ、高橋の郷に毎年七拾伍貫もんにあたる用途をハ、尼一期の後は面々庶子知行の分限にしたかいて、彼用途を物領の方へ可弁也、いづれも孫たりといへとも、故三郎左衛門入道の身にむけて御免あるあひた、尼か心ニまかせぬニよて、置文を加様ニ書置候也、もし懈怠をいたさん輩ハ、下地を可申給也、又庶子等とかなからんを、物領方よりわつらハすまじきなり、仍爲向後置文狀如件、

正和三年二月廿八日

忍照 在判

〔右文書御裏書〕

於此正文者、恐海路之難可留國之間、被校正案文可封裏之旨、就所望加判形了、

曆應四年十月五日

〔島津貞久〕 沙弥道鑑(花押)

○五三 関東御教書案

〔校正了〕

異賊警固事、嚴密有沙汰之上、任申請、可令差下子息三

郎（奉行）左衛門尉於所領阿多北方狀、依仰執達如件、

正應五年十二月七日

陸奥守（宣時）在御判

相模守（貞時）在御判

隱岐入道後家（忍照）

▽^⑤〔右文書ノ統目ニ有之〕

「於此正文者、恐海路之難、可留國之間、被正校案文、

可封裏旨、就所望、加判形了、

曆應四年十月五日

沙弥道鑑（花押）△

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二九六二号文書ト同文ナリ〕

○五四 関東御教書案

〔校正了〕

薩摩國阿多北方年貢事、當所之外無知行地之處、依異國

警固、差下子息云々、仍所有御免也者、依仰執達如件、

永仁二年十二月廿七日

陸奥守（宣時）在御判

隱岐入道後家（忍照）

相模守（貞時）在御判

〔右文書御裏書〕

於此正文者、恐海路之難、可留國之間、被正校案文、可

封裏旨、就所望、加判形了、

曆應四年十月五日

沙弥道鑑（島津貞久）（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二九九六号文書ト同文ナリ〕

○五五 鎮西下知狀案

〔校正了〕

隱岐三郎左衛門尉法名代顯雄申、薩摩國阿多郡北行存

方内高橋郷御所用途事、

右、如所進被下（二階堂行忠）隱岐入道後家之正應五季十二月七日關東

御教書者、異國警固事、嚴密有沙汰之上、任申請、可令

差下子息三郎左衛門尉於所領阿多北方云云、如被宛同人

之永仁貳季十二月廿七日同御教書者、薩摩國阿多北方季

貢事、當所之外、無知行地之處、依異國警固、差下子息

云云、仍所有御免也云云、如尼忍照正和三年二月廿八日
 置文者、薩摩國阿多北方御用途佰伍拾貫文每季仁鎌倉
 江沙汰志滿伊良須留登雖登母、故左衛門入道殿鎮西警固
 仁依天御免阿留上者、高橋能郷仁每季柒拾伍貫文仁當留
 用途於彼、尼一期能後者面々庶子知行能分限仁隨天、彼
 用途於惣領能方江可弁也、何母孫多利登雖登母、故三郎左
 衛門入道能身仁向天御免阿留間、尼實心仁任世奴仁依天、
 置文於加様不書置候也、若懈怠乎致佐牟輩者、下地於可
 申給也、又庶子等咎無加良牟於、惣領方与利煩和須滿志幾
 也云云、捧彼狀等亡父三郎左衛門入道（案行）、爲異國警固
 下向之間、依其勞、當方御季貢蒙御免之間、祖母忍照書
 置子細之處、庶子等對捍之上者、任誠句、可被付下地於
 惣領之由就訴申、嘉曆貳季十一月以後度々遣召文之上、
 仰市來孫太郎時家、尋問難澁實否處、如執進一分庶子近
 江四郎左衛門尉後家代道阿今季正月廿八日請文者、彼御
 用途事、致沙汰、請取明白候、將亦正員在鎌倉候、
 企參上可明申云云、〔取〕〔所〕詮者道阿進請文之後、于今不參、

不遁難澁咎之上、帶返抄云云、可致沙汰之條、勿論歟、
 然則於件用途者、遂結解、有未進者可究濟矣者、依仰下
 知如件、

嘉曆四季九月廿日

〔北条時宗〕
 修理亮平朝臣〔在御判〕

『右文書御裏書』
 於此正文者、恐海路之難、可留國之間、被正校案文、可
 封裏之旨、就所望、加判形了、

曆應四年十月五日

〔島津貞久〕
 沙弥道鑑〔花押〕

〔本文書ハ一日記雜錄前編二一五二五号文書ト同文ナリ〕

○貞和二年閏九月十一日 尊氏卿爲勲功之賞賜筑前國內
 武藤某跡、參河國重原莊内牛田下切・馬渡・小林三箇
 村地頭職、其御下文古扣一通、正文在家藏、記于左、

○五六 足利尊氏下文案

(足利尊氏)
御判

下 隱岐三郎左衛門尉法師(二階堂行雄)法名行存

可令早領知筑前國諸岡別府(武藤新左衛門尉 法師跡)・參河國重原

庄内平田下切・馬渡・小林參ヶ村地頭職事、

右以人爲勲功之賞、所宛行也者、守先例可致沙汰之狀如件、

貞和二年後九月十一日

○尊氏卿御判御教書寫一通、正文在家藏、記左、

○五七 足利尊氏書狀

(足利尊氏)
(花押)

嶋つの左京しん入道・おきの入道子とも、いまよてこら

へてちうをいたす事、しんへうに候、おはりのくに(羽豆)ハツ

かさぎのしやうもおとされ候ぬ、あちうのふもん(普門)くら人

もかう人ニまいいり候ぬ、こなたさまハみなせいひつして

候、猶くちうをいたすへし、又新田かしそくもいけと

られ候てきられ候ぬ、いまはいよくちからをそへて忠

をいたすへし、きよかんあるへし、このあひたのしんく

こそ、かへすくしんへうに候へ、

「貞和二年」
潤九月十四日

▽◎ (礼紙切封)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三七号文書ト同文ナリ)

○行雄贈赤松次郎左衛門尉(茂則)狀一通、正文在家藏、記

于左、

○五八 二階堂行存雄売券案

三川國しけ原の庄の中、牛田下きり・馬わたり・こ林三

か村のちとうしき、明年ひのとのゐのとしよりうのとし

にいたるまで五か年、御ちきやうあるへく候、もしこの

五か年の中に、世けんもろうく候て、てんでんする

事も候ハム、年きをのへて御ちきやう候へく候、御下文の正文をまいらせ候うへハ、さらニしさいあるへからす候、くよう百廿貫文たしかに給候ぬ、後のためによりけんの状如件、

貞和二年十二月廿七日

(二階堂行雄)
沙弥行存

赤松次郎左衛門尉殿

件、

貞和三年四月十二日

○行雄所分與氏族八郎行春家系分脈不詳領地讓狀扣一通、正文

在家藏、記于左、

○六〇 二階堂行存讓狀

V ⊗ (花押) △

ゆつり渡所領事

八郎行春所

在家藏、記于左、

○貞和三年四月十二日 尊氏卿爲勲功之賞、手自證花押、

以御下文賜筑前國植木莊本富名、其御下文一通、正文

○五九 足利尊氏下文

(足利尊氏)
(花押)

下 隱岐三郎左衛門尉 法師法名行存

可令早領知筑前國殖木庄本富名平光左衛門尉事、跡

右、以人爲勲功之賞所宛行也者、守先例、可致沙汰之状如

右所領ハ、さつまの國あたのこほりきたかたの内、いけへの村、行存さうてんの所領たるあひた、八郎にゆつるところなり、このところハ、次郎まこたる間、ゆつるといへとも、とんせいする間、八郎になかくゆつる也、しよさかいハ、せんれいにかかせてちきやうすへき也、後日のためにゆつり状如件、

貞和七年三月卅日

行存(花押)

天授元年十一月十二日

禪麟(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三四〇号文書ト同文ナリ)

○前件行雄與行春領地、尋禪麟家名實讓那那一丸後稱安藝階堂與右衛門、名不詳讓那那一丸守庶流二

孝行先祖也、則禪麟者可爲行春之法名歟、蓋那那一丸

者禪麟之枝葉矣、禪麟在判讓狀扣一通、正文在家藏、

記于左、

○六一 禪麟讓狀

ゆつり渡所領事

なゝ一丸所

右所領ハさつまの國あたのこほりきたかたの内いけへの村事、禪りんさうてんの所領たるあひた、なゝ一にゆつる所なり、さんやかゝいしゝさかいハ、せんれいにまかせてちきやうすへきなり、後日のためにゆつり狀如件、

○足利直冬在判下文一通、正文在家藏、記于左、

○六二 足利直冬安下文

下(二階堂) 隠岐三郎左衛門尉行雄法師法名行存

可令早領知豊前國金田庄内金田村半分地頭職事、

右任延慶二年六月廿九日外題并建武四年三月七日御(足利直義)下文

可令領掌之狀如件、

貞和七年五月廿日

(足利直冬)
(花押)

○執達狀古扣惟宗友躬裏書在判一通、正文在家藏、記于左、

○六三 源某奉書案

薩摩國 八幡新田宮執印左衛門大夫友雄代友有申、國分

平次郎友重、去貞和五年十一月廿八日夜、押寄友雄住所

水引城、致合戰殺害放火以下條之狼籍之由、訴狀副与力人并死人手

負交名如此、澁谷太郎左衛門尉相共、云合戰次第、云与

力人等交名、尋究実否注進之、將又鎮當時狼籍載起請之

詞、可被注申狀、依仰執達如件、

貞和七年六月二日

源在判

(二階堂行雄)
隱岐三郎左衛門入道殿

『右正文裏書』
此正文者、爲後證、預置候、御用之時者、可出帶仕候之
狀如件、

觀應二年六月十六日

(執印)
惟宗友躬(花押)

○足利直冬在判下文一通、正文在庶流二階堂孝行家、記

于左、

○六四 足利直冬下文

▽
『正文在二階堂與右衛門孝行』

下 二階堂隱岐三郎左衛門尉行雄法師法名行存

可令早領知筑前國佐江村字都宮常陸前司跡地頭職事

右、以人爲勲功之賞所充行也、早守先例可致沙汰之狀如

件、

觀應二年十月五日

(足利直冬)
源朝臣(花押)

○太宰少貳頼尚在判狀一通、正文在庶流二階堂孝行家、

記于左、

○六五 少貳頼尚書下

▽
『正文在二階堂與右衛門孝行』

隱岐三郎左衛門入道行存申筑前國佐与村常陸前司跡事、号

高津播戶權守代官、及押妨狼藉云々、所詮退押妨人、可

被沙汰付下地於行存代之狀、如件、

觀應二年十二月廿七日 (少感) 賴尚(花押)

守護代

○足利直冬在判下文一通、正文在家藏、記于左、

○六六 足利直冬宛下文

下 二階堂隱岐三郎左衛門尉 (行雄) 法師法名行存

可令早領知薩摩國河邊郡地頭郡司職得宗跡・同國頼娃

郡司職頼娃三郎跡・同國知覽院地頭郡司職嶋津式部三郎并郡司四郎入道跡

事、

右、人、爲勲功之賞、所充行也、早守先例、可致沙汰之

狀如件、

觀應三年正月廿一日

(足利直冬) 源朝臣(花押)

○行雄在判贈下野守 庶流二階堂孝行先祖隱岐左近將監行房後之名也 狀一通、正文在

庶流二階堂行寬家、記于左、

○六七 二階堂行存書狀

▽ 正文在數根衆中二階堂八左衛門行寬

後十月十七日との時より大事に相勞候、こんとはかり

ハなにともしてたすかり候て、いま一度けさんニ入たく

こそ候へ、さてハたかはしのみちよりみなミ、それにゆつ

り申て候し、それハせいしんのこも候ハす、此しきふを

御やうしにして、このところをゆつられ候へく候、いま

ハむそくに候、その御ゆつり狀をもて、このしん(七)へた(給)

ひ候へく候、のちの御けうやうハこれをもて御けうやう

とハをもひ申候へく候、相構ていきなくたひ候へく候、

このやうをしきふに申ふくめ候へく候、このしん(不)ふ(想)ひん

に御あたり候へく候、後までのけうやうとおもひ申候へ

く候、身しに候て、それへやかてく(一)のほれと申て候、

このやうハ六郎左衛門にくハしく申て候、その御こと

ハ、いまハ御心やすく候、返々このしんふひんかられ候へく候、この状をハしきふにたひ候へく候、後まてのしせうになし候へく候、恐々謹言、

正平九年霜月廿八日

行存(花押)

下野守殿

○行雄在判領地讓狀一通、正文在家藏、記于左、

○六八 二階堂行存 雄行讓狀

ゆつりわたす

そうこんの御はうの所

さつまのくにあたのこほりさんちやうかつほの中一

丁事、

右、かのところハ、きやうそんさうてんの所領たるあい(ひか)た、そうこんにゆつりわたすところしちなり、いちこの後ハそうりやうにつくへし、たのさまたけなくいちこち

きやうすへし、よてのちのためにゆつりしやう如件、

正平九年十一月晦日

二階堂行雄
きやうそん(花押)

○正平九甲午年卒、法號安昌院殿泰阿行存大禪伯、以十

二月二十九日爲忌日 正平九年即
文和三年也、

(行教譜中)

○執權北條相模守貞時・同陸奥守宗宣、各加判有之、嚴親隱岐守泰行在判領知讓狀一通、正文在宗家、記于

左、

○六九 二階堂泰行讓狀

任此狀、可令領掌之由、依仰下知如件、

延慶二年六月廿九日

北条宗宣
陸奥守(花押)

北条時時
相模守(花押)

ふせんの國かなたのむらのちとうしきの事、御下ふみに
まかせて、ハふんかなからと、みつまのてしまろををき
の五郎(三カ)にゆつりわたす、
(二階堂奉行)
(二階堂奉行)
(花押)

かんけん三年二月十七日

(眞顯譜中)

○眞顯所與乙一麻呂家系分脈不詳
後稱良勝房歟領地讓狀扣一通、正文在

宗家、記于左、

〇七〇 二階堂眞顯讓狀

讓与 乙一磨

薩摩國阿多郡北方高橋郷内田三丁屋敷一所坪付有
別紙事、

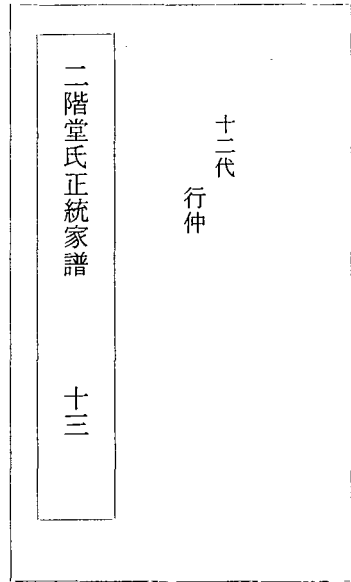
右、所以祖母禪尼忍照讓狀所給外題安堵也、而爲舅之

上、依有師弟之契約、相副本證文、所讓与乙一九也、

不可有他妨之狀如件、

建武三年八月十五日

〔表紙〕



〔行仲譜中〕

○元弘三年五月二十五日、應 尊氏卿之命發向筑前國、

逼探題北條修理亮英時之博多宿所合戰、分捕生虜抽軍

忠焉、行久言上狀在 太守貞一 通・貞久公御解狀 在御裏判

一通、正文在家藏、記于左、

○七一 隱岐行久申狀案

〔二階堂〕
隱岐三郎兵衛尉行久謹言上

欲以去月廿五日、為薩摩國守護〔貞久〕総州方御手一番、押寄

武藏修理亮博多宿所北門、令乘越築地、令追伐數輩人

等、令分取生取、依抽合戰忠勤於戰場、云総州方、云

江州方、〔大友貞宗〕旁令申訖、其後為守護御方、被加分取生取等

檢見上者、被經急速御沙汰、預恩賞、弥成弓箭勇、子

細狀、

右、令致合戰忠勤之條、無其隱□者、被經急速御沙汰、

預恩賞、弥為令成弓箭勇、恐々言上如上件、

元弘三年六月 日

〔右文書御裏判〕
〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一六三七号文書ト同文ナリ〕

○七二 島津道鑑貞久吹舉狀

薩摩國阿多郡一分地頭隱岐三郎兵衛尉行久申、武藏修理

亮英時誅伐合戰之時、分取生虜等事、加檢見候畢、仍解

狀謹進覽之、以此旨、可有洩御披露候乎、道鑑恐惶謹言、

元弘三年八月十日

沙弥道鑑〔貞久〕上

進上 御奉行所

〔右文書御裏判〕
〔花押〕

〔本文書ハ「旧記録雜前編一」一六六二号文書ト同文ナリ〕

〔二階堂行仲〕
紀伊權守殿

〔本文書ハ「旧記録雜前編一」一七九一号文書ト同文ナリ〕

○建武・觀應之間屬 將軍方有勲功、尊氏卿賜御教書、
足利左馬頭直義亦投感牘焉、
○尊氏卿執事高武藏權守師直在判御教書一通、正文在家
藏、記于左、

○尊氏卿置九州成敗職或稱侍、所奉行、高尾張權守師泰・島津前
豐後守實忠・齋藤彌四郎左衛門尉利泰也、師泰・實忠・
平兼政家名不詳、以是連署考、兼政亦成敗職也乎、連判奉書寫一通、正文在家藏、
記于左、

○七三 高師直奉書

薩摩國關所并京進年貢等事、不謂大小諸庄園、嶋津上総
〔道標〕
入道相共平均令點定之、可被沙汰進也、且云先地頭并庄
官下司公文等之名字、云年貢之分限、載起請詞可被注進
之、若寄事於寺社領、雖令遁避、先點之、令糺明實否、
可被注申子細之狀、依仰執達如件、

○七四 足利尊氏奉行人連署奉書

神崎三郎重吉申筑前國多々良瀉今月二日合戰事、重吉致
分取之条、被見知云々、爲事實否、載起請之詞、不日可
被注申之由候也、仍執達如件、
建武三年三月十七日

建武三年三月十二日

〔高師直〕
武藏權守〔花押〕

〔兼政〕
〔花押〕
〔島津實忠〕
前豊後守〔花押〕
〔高師泰〕
尾張權守〔花押〕

(二階堂)
隱岐紀伊權守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七九六号文書ト同文ナリ)

○前件執達狀一通、正文在島津因幡忠温家、記于左、

○ 足利尊氏奉行人連署奉書

(本文書ハ七四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○建武三年丙子之夏、道鑿公應 尊氏卿之命、討伐于凶徒肝付八郎兼重焉、此役也、以島津六郎資久・大隅助三郎忠國爲大将、又大隅左京進入道道惠・島津七郎資忠・紀伊權守行久・宮里郡司九郎入道正忍・莫禰次郎太郎成長入道圓也・權執印三郎二郎俊正・本田孫次郎久兼・市来崎彦六秀賢等進至于隅州肝屬郡、逼于其徒所守之加瀬田城及野崎村、結陣、越自五月六日至六月十日接戰、行久等粉骨碎身勳戰功、預勸賞矣、此

餘頼年屬守護于 將軍方、攻城野戰屢有功、

○莫根次郎太郎成長入道圓也注進目安狀有御奉行所校

正点古爲一通在貞久、公御裏判、正文在宮之城家臣阿久根伊右衛

門良賢家、記于左、

○七五 莫祢円也軍忠狀案

「校正了」

目安

薩摩國莫祢次郎太郎入道円也可誅伐兼重以下凶徒等之由、賜將軍家御教書、馳向大隅國肝付郡加瀬田城并野崎村、致合戰先懸事、
自去五月六日始而至于同六月十日、連日致合戰条、大將御見知畢、
一野崎合戰事、隨大將之御命、最前馳向彼所、円也致先懸、射落敵二騎、切落敵一騎、子息孫太郎重貞被射左手訖、円也先懸、子息重貞手負事、大將嶋津六郎資久、大隅助三郎忠國兩人共見知訖、

一同五月廿五日越、打破加瀬田城水手之時、郎從安三郎

被打破頭、當時半死半生也、同廿六日郎從權三郎被射

右肩之条、嶋津大隅左京進入道道惠、紀伊權守行久見

知訖、

右、円也先懸、子息重貞并郎從手負次第、注進如件、

建武三年六月 日

承了 在判

〔右繼目御裏判〕(島津貞久)
(花押)

○行雄在判領地讓狀一通、正文在家藏、記于左、

○七六 二階堂行存行雄讓狀

讓与

紀井權守行仲

一所 豊前國金田庄内金田村

一所 薩摩國阿多郡北方田布施郷、同高橋郷路余利

小分事、

右所者、行存爲相傳所領之間、相具調度文書、所讓与行

仲実也、迄于子々孫々、無他妨可令知行、仍爲後日讓狀

如件、

建武五年九月二日

(二階堂行雄)
行存(花押)

○尊氏卿令弟足利左馬頭直義在判感狀一通、正文在家藏、

記于左、

○七七 足利直義感狀

於薩摩國阿多北方構城擲、建武四年四月以來致軍忠由事、
守護人(貞久)所注申也、尤以神妙、弥可抽忠節之狀如件、

曆應三年七月十日

二階堂(行仲)紀伊權守殿

(直義)
(花押)

(本文書へ「旧記雜錄前編」二〇八五号文書ト同文ナリ)

○彈正少弼土岐頼遠 在判執達狀一通、正文在家藏、記于左、

○七八 室町幕府御教書

薩摩國在國司入道超代道之中、建武二年以後正稅事、

重訴狀貳通副具如此、背奉書云々、早所申無相違者、可

究濟、有子細者、不日可參決之旨、相觸宮里郡司九郎入

道正忍、薩摩郡司弥太郎忠保等可執進請文、不承引者、

載起請詞、可被注申、使節難澁者可有其咎之狀、依仰執

達如件、

曆應四年七月廿九日 彈正少弼(花押)

(二階堂行仲)
紀伊權守殿

○足利直義在判感狀一通、正文在家藏、記于左、

○七九 足利直義御感御教書

薩摩國凶徒誅伐事、致軍忠之由、嶋津上(貞久)総入道所注申

也、尤以神妙、弥可抽忠節之狀如件、

康永二年三月二日

(足利直義)
(二階堂行仲)
紀伊權守殿

(花押)

○依為筑前國植木莊本富名地頭職、目安狀在裏一判一通、正文在家藏、記于左、

○八〇 二階堂行仲申狀

目安

二階堂能登守行仲申、筑前國植木庄内(筑)元富名地頭職事、

右所領者依為敵陣、近年不及知行、以此旨領御注進、安

堵之申給(備良親王) 令旨、弥為抽忠節、目安狀如件、

正平九年十二月 日

「右文書裏判」
(三条家書)
(裏花押)

○領地豊前國金田莊田畠注進坪附都而四通、正文在家藏、記于左、

(次ノ八一ノ八四号文書ノ頭注ノ各番号、底本ニ掲載サレテイル順序ヲ示ス)

○八一 豊前國金田庄内金田村惣領分名々田

皇注文

①

注進 豊前國金田庄内金田村惣領御分名々田皇注文事

合

一 黒王丸二町八段卅内

見作田二丁四段十

不作四段卅内河成二段卅
残三段皇

皇六段十内

本皇三反卅
新皇二反卅

一 久永六町七段廿五代内

二反成松名内
一反市丸名内加定

見作四町三段

不作二丁四反廿五川成八反廿五
残一丁六反皇

皇二丁三反十内

本皇一丁二反十
新皇一丁二反十

一同久永用分六町廿五内

見作田四町二段

不作丁八段廿五内川成七反卅
残丁廿五

皇

一 成松七町卅内

見作二丁四反廿内二反久永名付ク 不作四丁六反十内

川成六反卅
残三丁九反卅皇

皇丁九段卅内

本皇一丁七反卅
新皇二反

②

一 末里名十町卅五内

見作七町四段十五 不作二丁六反卅

皇五町八段卅内本皇三丁三反卅
新皇二丁五反

直方皇四町七段十

田地卅 已作

一 生得五町七段卅内

見作二丁九段卅五

不作二丁七反卅五常不川成八
反卅五残

丁九反
十皇 皇三段卅内本皇二反卅
新皇一反

一 正弘二町五段卅内

見作二丁一反

不作四段卅内常不川
残四反十皇

一 市丸二丁一反十五内

見作一丁六反内

八段惣公文分
一反久永分 不作五段十五

本皇二反卅内册惣公文分

一 助宗丁四段卅内

見作六段卅

不作七段卅内川成二反五
反五残五反五ミソソ
皇

皇三段内本皇二反卅
新皇一反

一 宮得十町四段卅五内

(紙綴)

(2)
見作九町三段卅五、不作丁册内 常不川成在之
島三町四段内 本島丁九反
新島野丁五反
一末成六段卅内作六反卅不十

(4)

島三段廿内 本島二反
新島一反廿
一成末六段内作五反卅五、不五、
島五反册内 本島一反卅
新島四反野島十
一五郎九七段内作六段卅不十
島七段卅内 本島六反
新島一反卅
一行元五段卅内作五反卅不十
島卅 本島

都合田地五十七町三段卅五代内
見作三十九町九段卅 不作十七丁四反五、内
常不川成四丁五反廿五、
残十三丁八反卅田代島也
一此内人々給分坪々
一猪俣殿分
末里名ノ 竹ノ下六反廿内三反 同名内 カイソイ二反卅 同名内 ミマヤチン

卷丁 同名 三郎コ町一反卅
同名内 池ノ上一反十 久永名ノ ナハテサキ卅五、 同名 卅六、一反卅
同名内

北ツル一反卅田代 宮得名内
成松名 マツサキ一反廿田代 弁上町三反 ムクモト五反
已上三町一反十 島一丁内 七反三川田新島内
三反成松名ノマスウト
一四郎左衛門入道殿分 南木久永内
末里名八反坪内 同名ノ 一一反廿五、 五藤助一反廿五、 嶋ノ町三反
同名内 丁坪四反

(4)

已上卷丁 島五段 井ムタノ新島内

(一打チカ)
(12) 末里名ノ フカ町五反 同名ノ 竹ノ下 三反丁 同名ノ 門田一反
一五郎三郎入道殿分 成松名ノ 郡司町五反 同名ノ ハル町五反田代 同名ノ 松サキ一反 末里 水五反 冷

〔名〕
ヲトロ町五反

已上二丁一反田代島加定 池田新島一反卍

一後藤左衛門入道殿分

末里名ノナワテ、同名ノ
上下ノ内三反 三郎コ町川田代 市丸名ノ内
久永名ノ内 フナツ四反十五、
ハタケソイ二反

〔名内〕
チ六反 ヤシキ卍 井シリ二反 トリコヘ一反
同名

丁 ムクモト三反

〔名〕
マスウト卍島 成松名ノ
ホウサウハウ二反丁

已上二丁六反十五、

一七郎兵衛殿分

末里ノ、同名ノ
下二反丁 コツカ町三反川 成松名ノ
西外一反丁 末里名ノ
クマモト

二反卍

〔名〕
フカ町五反 正弘名ノ
南木久永ノ
門田ノ内一反

已上二丁三反一瀬殿給分加定

一大炊兵衛殿分

成松名ノ井上町内二反 島三反面白末里用内

一竹村弥次郎殿分

久永名ノ

ヒシリ町一丁 宮ノ前八反 有元二反 ソットハ町五
同名

(12) 反田代 四反十
正弘名ノハスワ

(13) 〔名〕
サイハラワ町五反田代 正弘名ノ
ヒラハラ一反丁

已上三丁五反川 島三段十内二反本島正弘名ノカ
メノコウ一反十中嶋
新島内地
麦丸加定

一左近次郎殿分

成松名ノナムサウシ四反丁

一兵衛五郎殿分

成松名内井上町一反 ヒラハラ二反 已上三反
久永名ノ

一鏡心法橋分

末里ノ下ナカレノ内一反丁田代 新島内フタマター

反卍 已上三反十

一藤四郎入道分

末里名ノ
上ナカレノ内四反五、 ナハテサキ川五、 已上四

反卍田代

一次郎馬允分

反卍田代

一次郎馬允分

(13) マカ
ツルカ
一 反末里名ノ内田代 畠二反内一 反成松名ノ五反畠ノ内
八反ノ坪ノ内田代 二反末里名ノ内くもんア

(3) 末里ノ
ソトハ町一反卅田代 同名五藤助一反卅田代 已上三
反 本畠一反ハタケ

都合給分十八町七段五代

一 佛神田丁四反卅

一名々當時御公事分十六町三反内川成丁二反十 名々在之

此外成松ノ百姓分二丁四反卅猪俣殿 當時百姓無之

御公事之内

一 黒王宮得兩名田地十三町三反五々除之

久永屋敷代四反卅除之 生得堤代一反卅除之

行元五反卅 當時沙汰物信勝是ヲヒカへ候御公事無之

一 浮田分三丁七反十内二反□□神料所

定田三丁五反十坪々在之 殘田地二反十五々不川成内入

候歎

都合五十七丁三反卅五々

一 畠地二十一町五反卅内

給分三丁六段卅 本新畠加定

浮畠二丁三反坪々在之 又池田新畠一反四郎入道是ヲ

殘畠十五町五段内

名々地麦地大豆尾在之

黒王宮得兩名畠在之

名々御公事定並直方畠地内神崎二郎入道分一丁卅是

等也、

(3) 惣都合田畠七十八町九段廿五代

○八二 金田庄金田村作田取帳

(5) 注進

金田御庄内金田村正平拾壹年作田取帳等事、

合

一金田村 城田郷

黒王丸

十一 一条十七里 野ソイ
穴ノ一井八々 一反卅 四斗代 卅三々 九反卅二斗代今一

斗五升

ミソノイ 上分

三ノ 二反升 四斗三斗

藤別當町 上分 六ノ

八ノ 九反册 四斗今三斗

不三反十 十八ノ

東外園 卅二ノ

卅二ノ 一反升 三斗代

不十 卅二ノ

十一久永 卅一ノ

卅一ノ 一反十二斗代

大坪 卅一ノ

卅一ノ 五反 二斗代

大坪 卅一ノ

卅一ノ 五反 二斗代

平原 卅八ノ

卅八ノ 一反册 二斗代

不升 卅八ノ

卅三ノ 二反廿三斗二斗

二反卅 五反

上六反 十ノ 七反册 四斗三斗

下六反 十七ノ

一丁 三斗代

三ノ 五反廿五ノ 四斗

四ノ 九反册 三斗

門田 卅八ノ

卅八ノ 三反册 四斗一反用

不二反 卅五ノ

卅五ノ 三斗

上ノ 卅五ノ

北ツル 卅五ノ

十八ノ 三反四斗

上ノ 十八ノ

大坪 十八ノ

二反 四斗

フナツ

六ノ 一反升 四斗代

大坪 十八ノ

十八ノ 一反升 四斗代

卅六ノ

卅六ノ 一反 四斗

大坪 卅六ノ

卅六ノ 五反 二斗代

平原 卅八ノ

卅八ノ 一反册 二斗代

不升 卅八ノ

卅三ノ 二反廿三斗二斗

二ノ 二反 四斗代

ハタケソイ 十七ノ

一丁 三斗代

ツヤ口 四ノ

九反册 三斗

門田 卅八ノ

卅八ノ 三反册 四斗一反用

不二反 卅五ノ

卅五ノ 三斗

上ノ 卅五ノ

北ツル 卅五ノ

十八ノ 三反四斗

上ノ 十八ノ

大坪 十八ノ

二反 四斗

佛供田 七ノ

七ノ 五反 四斗三斗

フトロ町 卅五ノ

卅五ノ 四斗

北ツル 卅六ノ

卅六ノ 一反 四斗

一南木久永

クホタ

卅八ノ 七反册 四斗

卅八ノ 四斗

川一反

ノウリキ 十六ノ

七反册 二斗一斗五升

一反川 十五ノ

井ノ 十九ノ

二反五ノ 四斗

トウキ 卅八ノ

六反册 二斗一斗

卅三ノ

六反册 四斗

ワタウチ 卅八ノ

一反升 三斗

クホタ

卅四ノ 五反册 四斗

ムタノ 十五ノ

一丁 二斗今一斗

井ノ 十九ノ

二反五ノ 四斗

門田 卅九ノ

二反五ノ 四斗

シマノ町 卅六ノ

一丁 二斗今一斗

卅一ノ

二反廿 四斗三斗

木ノ町 卅二ノ

九反册 四斗

西下 卅三ノ

一反卅四斗今三斗

門田 卅五ノ

卅五ノ 卅 四斗

松サキ 卅三ノ

六反廿四斗

常二反 卅五ノ

上ノ 卅五ノ

ソウクダ 卅五ノ

一反廿四斗今三斗

上ノ 卅五ノ

大坪 十八ノ

二反 四斗

佛供田 七ノ

七ノ 五反 四斗三斗

フトロ町 卅五ノ

卅五ノ 四斗

北ツル 卅六ノ

卅六ノ 一反 四斗

(8)

五反十四斗三斗

上ノ 卅二ノ

三反册 四斗

卅三斗

上分

卅三斗

三反十三斗

上ノ

三斗

二斗

(10)

五反十四斗三斗

上ノ 卅二ノ

三反册 四斗

卅三斗

上分

卅三斗

三反十三斗

上ノ

三斗

二斗

廿九リ

三斗一斗

丁四斗三斗又二斗

四斗

リ

反十
上木

三斗二斗

七サウソ
ツナ三々

三反冊四斗
上木

三斗

四斗今三斗

五々四斗

上木

斗今一斗

斗二斗

上木

スチソイ

十一々 三反 二斗一斗

タカウス 九々 三反升 四斗

ハシリヲチ

十一々 升五々 四斗

トリコヘ 十五々 一反升 四斗

ミスミ

十八々 一反冊 四斗三斗

ムクモト 十九々 九反三斗

ヤナイ町

廿々 九反冊 三斗

エノキ町 廿一々 九反升 三斗二斗

口ノ七丈

廿七々 一反升 三斗二斗

六反ノ坪 廿八々 六反冊 三斗二斗

ヲトロ町

廿九々 九反冊 三斗二斗五升

ナヘタ 卅々 四反冊 三斗

クツ方

一々 冊 四斗

一直方村元一反四斗代

一成末十二条十八リ

フタマタ

一々 冊 四斗

サ井町 一々 一反十 二斗
ナカハヤシ

ヌマシリ

十七々 四反 三斗二斗

一行元十二条十八リ

ヒシヤコモリ

一々 五々 四斗

ヨロイタ 十四々 廿五々 四斗

ヌマノ上

十八々 五反 二斗今一斗五升

一末成十二条十八リ

(8)

(紙雜目)

(9)

反 三斗二斗

井ラキ 六反冊 二斗今一斗
ミソナ

コエリ
一、十 四斗
八反ノ坪
十五、六反廿 四斗三斗

一五郎九十二条十八リ

ツカモト
十九、二反卅 二斗
未久(三)反田ノ下
十四、一反卅 二斗一斗五升

(9)ツカモトノ上
十六、二反卅 二斗一斗

〇八三 金田村安藝殿御方正平拾壹年名々分帳

(6) 注進

金田村内安藝殿御方正平拾壹年 名々分帳等事

合

御分

一石松
ハス(ヤ)〔七〕
卅二、反升 四斗代 卅二(二)ノ 卅 四斗今三斗五升
七タワラ 七(六)代
門田
一、反升五、四斗 上サウシ
十、六反 三斗今二斗
堤
十一、三反升 四斗 十、六反 三斗今二斗
クリサキ
池一反
十二、四反四斗
ラト(ヤ)〔七〕
廿三、二反卅四斗 中サウシ
十五、二反廿二斗 今一斗五升

八反坪
廿四、三反卅四斗 三ノキ
一反卅五、三斗二斗五升

一土内

小堤
卅三、三反卅四斗
ハスノ池
卅二、二反升四斗三斗代

藤ノキ
三、一反卅 三斗二斗五升
ナカウラ
廿、一反升二斗 一斗五升

下サウシ
卅二、五反卅 三斗二斗五升
穴ノ一
二、二反升 四斗

門田
一、一反升五、四斗 十二、四反四斗
クリサキ

(6)八反ノ坪
廿四、三反卅 四斗

(11) 一元弘

ヒヤケ
六、三反十 三斗二斗
ハスワ
三三反升

ツカモト
五反升 五、一
エラ田

土ハシ
十九、四反卅 四斗三斗

一用王丸

モチ坪
卅一、一反四斗 三斗
堤ノ下
卅二、三反卅 三斗二斗

八反ノ坪
三、八反十 三斗
伊二郎町
五、二反 四斗

カセ町
八、卅、三斗

一末里
 郡司町 一八、一反 四斗
 三郎コ町 一三、五反卅 四斗三斗
 弁城町 一六、九反卅 四斗三斗
 八反町 卅三、二反 三斗
 生得ノツミ代 イケ田 三反 三斗代
 一直方 一五、一四郎丸内 九反升 二斗
 一をく 鼻在之

向殿御方

一四郎丸
 口ノ坪 升、一丁 二斗一升五升
 シハフチ 升七、六反卅 三斗二斗
 エノキ町 升九、九反升 三斗二斗
 カクキヨ 卅二、九反升 二斗
 上八反坪 卅一、八反卅 三斗四反用
 下八反坪 升八、八反 四斗 此内三斗代
 ノト町 卅 七反 二斗一斗
 ヤシキ 卅三、一反卅 四斗

門田 卅四、三反卅 四斗代
 一爲末 九反ノ坪 四、九反升 三斗二斗五升 十八、一反 四斗
 大坪

一得松 十五、三反升 三斗
 クマモト 卅五、六反升 四斗
 下六反 卅四、二反卅 四斗
 西外 十五、三反升 四斗
 松元 卅四、二反 四斗
 北ツル 十七、二反 四斗三斗
 土ハシ 一、九反 四斗
 大坪 十八、二反十 四斗
 源二郎町 十二、一丁 四斗三斗四反
 エラタ 十九、四反 四斗
 大チソイ 卅四、一反十 四斗
 中サウ町 九、一丁 四斗三斗
 ツカモト 三、五反升五、四斗
 ノソイ 升七、六反升 三斗二斗

一末里 七、三反 三斗二斗
 ヒヤケ 十三、二反 四斗三斗
 水町 四、五反四斗

〇八四 給分坪付

給分坪付事

合

- 一 大 給分
- 一 反 なへてそい
- 一 反 かとた
- 一 反 ひさなか
- 一 反 かとた
- 二 反 へんしやう町
- 三 反 なりまつ
- 三 反 なへてさき
- 一 反 そとハ町
- 三 反 十 竹のした
- 二 反 まつさき
- 五 反 へはる町
- 三 反 これへあきとの御方
- 三 反 いかた
- 以上三丁三反十
- 一 丁 ひしり町
- 五 反 十 そとハ町
- 一 反 みたゝみなぎ
- 一 反 まつさき
- 四 反 五、(代) かみなかれ
- 一 反 八たんのつほ
- 一 反 かと
- 四 反 廿 くしまち
- 一 反 廿 こつかまち
- 廿 いかた
- 一 丁 ミヤのまゑ
- 四 反 廿 正弘名内
- はすハ

五反 さいとうし町

一 反 廿

正弘名内
ひらはら

以上三丁六反

(行房譜中)

〇足利直冬在判下文一通、正文在宗家、記于左、

〇八五 足利直冬

安堵下文

下 隠岐左近將監行房

可令早領知豊前國金田庄内

金田村四分壹地頭職事、

右任去嘉元二年五月廿六日、延慶二年六月廿九日關東下

文外題并建武四年三月廿三日御下文、可令領掌之狀如件、

貞和七年五月廿日

(足利直冬)
(花押)

(行貞譜中)

○養父行房在判所領讓狀一通、正文在宗家、記左、

○八六 二階堂行房讓狀

讓与 (二階堂)
行國所

豊前國金田村四分一之地頭職事、

右、所領者、行房重代相傳所帶也、而間、依無実子、

爲行國養子、相副關東御下文并代々手繼之狀、限永代

讓与早、任此旨、行國迄子々孫々、無他妨可令知行也、

仍爲後日讓狀如件、

貞和五年二月九日

(二階堂)
左近將監行房(花押)

○家嫡行雄領地讓狀古扣二通、正文在庶流二階堂孝行家、

記左、

○八七 二階堂行存讓狀案

▽
古扣正文在二階堂與右衛門孝行

讓渡隱岐彦三郎行國所

筑前國うゑぎの庄内もちゝの名半分、御下文ニまかせて、

しそんまで他のさまたけなく知行すへし、仍爲後日讓狀

如件、

觀應三年五月一日

行存

在判

○八八 二階堂行存讓狀案

讓渡隱岐彦三郎行國所、筑前國うゑぎの庄内……の名

半分、御下文ニまかせて、子孫まで他の妨なく知行すへ

し、仍爲後日讓狀如件、

觀應三年五月一日

行存

在判

〔表紙〕

十三代	直行
十四代	行貞
十五代	行隆
十六代	忠行
二階堂氏正統家譜	
十四	

〔直行譜中〕

○祖父左衛門尉行雄在判領地讓狀一通・同案一通、正文
在家藏、記左、

○八九 二階堂行存行讓狀
讓渡

薩广國阿多北方多布施郷たかはしの道より北
ふせんの國金田村はんぶん

三河國しけわらの内うまわたり
こはやし
うしたの下きり

（三階堂）
三郎直行所

右、所領へ、そうりやうたるに由て、直行ゆつるところ也、たのさまたけなく知行すへき狀、如件、

貞和七年卯月三日

（三階堂行雄）
行存（花押）

○ 二階堂行存行讓狀案
雄

（本文書ハ八九号文書ト同文ニツキ省略ス）

○貞治五年八月二十三日、太守師久公手自加花押、阿多郡内觀音寺・同所白河村可知行之御狀一通、正文在家藏、記左、

○九〇 島津師久書下

阿多郡内觀音寺并白河村事、爲闕所之間、公方御計之程、所預申候也、任先例、可被知行之狀如件、

貞治五年八月廿三日

師久（花押）

二階堂(直行)隱岐守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一六二号文書ト同文ナリ)

保延四年十一月十五日

財久吉

領主郡司平忠景在判

○領地阿多觀音寺并白河村由緒書古寫三通、正文在家藏

記左 前條貞治五年八月、觀音寺白河村拜領之時、
自 師久公、此三通之文書併賜之者也乎、

○九一 阿多郡司平忠景施入狀案

阿多郡司平忠景謹辭

奉施入觀音寺四方四至内相傳私領當郡内牟田上浦壹

曲荒地事

立券四至

限東御堂東小谷

限南神狩藏峯并利山

限西船田頭野馬大路

限北不志崎長尾

右、件山野荒地、雖相傳私領、依爲日羅上人建立寺佛
地近邊、爲不絶後代佛法堂舍勤聖朝府國万民現世後世
祈禱祈、限永年所奉施觀音寺如件、

○九二 僧明賀讓狀案

さつまの國內阿多觀音寺院主しきならひに白河のうら
の水田・はく地・そのゝあひたの事

右、件ところへ、明賀さうてんのりやう也、しかるあひ
た、次第てうとのせうもんとてつきの狀をあひそへて、
一位房琳巖ニえいたいをかきてゆつりわたすところ也、
よてたのさまたけなくさうてんせしむへき狀如件、

弘安六年十一月廿二日

僧明賀在判

○九三 僧俊忠讓狀案

讓与于孫子鮫嶋千代王丸所々所領事、

一肥後國田嶋庄一方地頭兼并惣檢校職事、
一薩摩國指宿郡秋次名地頭・名主兩職事、
一同國阿多郡觀音寺々務職事、

一同寺領白河浦田畠在家等事、

一光明院散在兔田等事、

一金峯山座主職以下土師迫一丁余事、

一阿多郡北方内田地等地頭職事、

右、所々俊忠相傳之所領也、而先日全壽丸以下孫子等雖讓之、千代王丸乍云同孫子、自幼稚、令取養之間、依有其志、無殘所悔返先日讓狀等、限永代、所讓与千代王丸也、仍至于子々孫々、可知行領掌也、至代々御下知・御下文以下證文者、預置千代王母堂之處也、彼文書等千代王可相傳、但世上之習、方一母千代王有自然出來者、件所領等母堂一期之程者、令知行之、一期之後者、王珠御前千代妹、令知行、可讓給王珠女子孫也、將又此所領等中少々或一期分讓之、或我子孫等中入質券地、不可成違乱、又雖聊爲母、不可成不法煩、於然者不可知行俊忠跡、母堂渡女房、限永代可知行領掌、仍爲後日讓狀如件、

建武四年十月十五日

僧俊忠在判

○左兵衛督泰季三條侍書狀古寫一通、正文在家藏、記左、
從敷

○九四 三条泰季書狀案

二階堂隱岐守直行申、當知行之地豊前國金田庄之内金田村坂本三郎違乱事申狀如此、仍執進候、見子細狀候欵、凡馳越當陣、致忠節候上者、得御意、可然様可有申御沙汰候、恐々謹言、

卯月廿九日

(三卷)
左兵衛督泰季「御判」

謹上 修理權大夫殿

○行仲領地讓狀一通、正文在家藏、記左、

○九五 二階堂行仲讓狀案

讓与

三郎兵衛尉直行所

一所 薩摩國阿多北方多布施郷同高橋路 余利北分

一所 豊前國金田庄内金田村半分

一所 筑前國植木庄内本富名半分

一所 三河國重原庄内午田下切
馬渡
小林

右、所者、行仲爲相傳所領之間、相具次第調度文書御下文、所讓与直行実也、雖無判形、爲亡父行存之讓狀一筆間、不可有他妨、可令知行、仍爲後日讓狀如件、

正平十年十一月十日

(行門譜中)

○奉事于 大樹義詮卿、抽軍忠焉、

○行門依軍忠呈奉行所申狀一通、正文在宗家、記左、

○九六 二階堂行門軍忠狀

二階堂隱岐右兵衛丞行門申軍忠事、

右、爲凶徒退治、今年二月四日筑前國嘉摩郡松原城御發

向之時、田河郡河崎御陣馳參、令宿直警固、就中三月廿

三日、同廿四日御合戰之時、押寄松原城、致散々合戰、

抽忠節候早、若此条偽申候者、(據明)八幡大菩薩御討於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延文五年卯月五日

(二階堂)藤原行門

進上 御奉行所

承了(花押)

(行貞譜中)

○受直行之讓、併行貞 恩賜之地、領諸國莊園、

○直行在判領地讓狀一通、正文在家藏、記左、

○九七 二階堂禪柱行直讓狀

一讓渡

山城守行貞所

薩摩國阿多北方多布施郷

一 所豊前國金田村半分

一 所三河國重原内(牛)馬渡午田下切
小林

右、所者、禪桂爲相傳所領之間、相具次第調度文書御下文、爲惣領間、所讓渡行貞実也、無他妨可令知行、但兄弟共所讓成違乱時者、不可爲子孫、仍爲後日讓狀如件、

永徳三年卯月廿二日

(二階堂直行)
禪桂(花押)

○島津上總介伊久在判狀一通、正文在家藏、記左、

○九八 島津道哲伊久書下

薩摩國入來院之内、澁谷刑部少輔入道定順跡本領地事、右、爲祈所預申候也、任先例、可被致沙汰候、仍之狀如件、

應永三年二月十八日

道哲(花押)

二階堂山城殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」五六三号文書ト同文ナリ)

○太守元久公手自加花押、河邊郡内神殿村可知行之御狀一通、正文在家藏、記左、

○九九 島津元久書下

薩摩國河邊郡之内神殿村之事、爲料所相計申候也、任此之旨、無相違可有知行狀如件、

應永七年三月卅日

(元久)
陸奥守(花押)

二階堂山城三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六五二号文書ト同文ナリ)

○應永十三年九月二十六日、元久公手自加花押、賜阿多内觀音寺之再領及同所十町是時辞市來郷、依領地移居于阿多、以後復縁舊領、子孫住田布施

其御狀一通、正文在家藏、記左、

〇一〇〇 島津元久書下

薩摩國阿多郡内觀音寺并阿多内十町坪付在別紙之爲祈所々宛行也、早任先例、可被領掌之狀如件、

應永十三年九月廿六日 元久(花押)

二階堂山城守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七五〇号文書ト同文ナリ)

(行隆譜中)

〇外祖父伊作親忠入道道壹所與于行隆之慈母寶壽子領地

讓狀扣一通、正文在家藏、記左、

〇一〇一 島津道壹親讓狀

讓与(島津親忠女、二階堂行貞室)字ほう寿子所仁

伊作庄今田名内水田森本老町貳段、ならひに中原名内

寺前八段、宮内名内しやくしん蘭耆ヶ所円性房屋敷、

右、件の所領ハ、道壹重代相傳の所領なり、しかるをほ

うしゆこに讓あたふるところなり、但、いちこの後は、

そうりやう(島津久後)いぬわか知行すへし、かやうにゆつりあたふ

るうへハ、いつれの子にても、かの所にいらんわつらい

をいたさむともからハ、道壹子孫たるへからず、仍爲後

日讓狀如件、

建徳貳年五月廿七日

(島津親忠)道壹(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇七号文書ト同文ナリ)

〇行貞在判領地讓狀一通、正文在庶流二階堂行寛家、記

左、

〇一〇二 二階堂永行讓狀

▽[●]正文在敷根兼中二階堂八左衛門行寛△

讓与 子息六郎行綱之所

薩摩國阿多之郡北方の内たかか【虫付】おなしく山野の事、むかへかくら□□中へれんけ谷のにしのおすち、下へおさふゑのか□□

右、彼所領ハ永行重代相傳の地【虫付】よて六郎行綱ニ永代をかきり子と孫とまでゆつりわたす處なり、いつれの兄弟といふとも、此在所ニいらんをなすましく候、他のさまたけなく可知行也、仍爲後證讓狀如件、

應永十八年八月廿二日 沙弥永行(花押)

○島津上總介久世在判契約狀一通、正文在家藏、記左、

○一〇三 島津久世契狀

契約

一世上如何妹雖轉(變換)□□、捨親子兄弟、大事お身之大綱と

存、用ニ可立申事、

一大少事共ニ無腹藏可申談事、

一自然有和讓凶害之仁、不慮之荒説出來覽時者、互以面可申披事、

若此条々偽申候者、

日本國中大小神祇、殊以

伊勢天照大神 八幡大菩薩

諏方上下大明神 天満天神

稻荷大明神 御罰お可罷蒙候、

應永十八年九月十八日

久世(花押)

二階堂六郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八三三号文書ト同文ナリ)

○行隆在判寄進狀二通、正文在家藏、記左、

○一〇四 二階堂行隆寄進狀

□□わうこんけんニ寄進狀事、

多布施之城來十一日ふみしつめ候者、此際神領之上ニ一
丁寄進可申也、仍此条爲申候者、直 權現御爵を可罷蒙
候、

應永廿二年正月七日

藤原行隆(花押)

一多布施之城、來十一日ふみしつめ候者、聽御社を作可
申候、
一此際神領上ニ寄進可申也、
此条爲申候者、火燒大明神御爵を直ニ可罷蒙候、

應永廿二年正月七日

藤原行隆在判

○一〇五 二階堂行隆寄進狀

一御たけさう(藏)王權現ニ玉手神領宮田一町、敵方より寄進、
是者本(藏)に仕つけ申、其代地を新寄進之外、一丁寄
進可申候、仍爲後日如此、

正月七日

藤原行隆(花押)

諏訪大明神 豊姫大明神ニハ、此間ノ御領之上ニ三
段寄進之意趣書付候、

「右、二階堂殿願書寫置了」

当山第十四世寛秀團

○金藏院舊記之内有行隆寄進狀古寫一通、記左、

○一〇六 二階堂行隆寄進狀寫

〔寫正文在田布施金藏院〕

一田布施火燒大明神寄進之事、

○田布施金峯山
金藏院由緒御寄進物帳拔書、行隆公應永貳拾貳
年、金峯山江神領御寄進狀寫貳通有之、

○田布施金藏院金峯山兼勝手來由
常山本末傳法由緒拔書、

○ 一階堂行隆寄進狀案

(本文書ハ一〇四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂行隆寄進狀案

(本文書ハ一〇五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○前件之外、行隆寄進狀寫貳通、記左、

○一〇七 二階堂行隆寄進狀寫

二階堂殿

一多布施之城、來拾一日ふみしつめ候者、諏訪大明神此

間之御領之上ニ三段寄進之意趣書付候、

應永廿二年正月七日 藤原行隆在判

○ 二階堂行隆寄進狀寫

(本文書ハ一〇六号文書ノ一部ト同文ニツキ省略ス)

(忠行譜中)

○義政公大將御拜賀記一卷、正文在家藏、記左、

○一〇八 將軍義政大將拜賀之記

謹命平氏速水仲明進記之

大將御拜賀 康正二
七月廿五 散狀 權大外記日向守

扈從公卿

通尚卿

久我大納言

公綱

三条大納言

親通

中山大納言

永豐

藤中納言

資綱

日野中納言

公教

三条中納言

親長 甘露寺殿

按察中納言

教秀

勸修寺中納言

繼長

菅宰相

明豐卿

中御門大納言

實遠

西園寺大納言

勝光 日野殿

新大納言殿

雅親 飛鳥井殿

左衛門督

教具 伊勢國司

万里小路中納言

(教具)

北畠中納言

公照

阿野中納言

綱光 中納言廣橋

別當

顯言 山科

右衛門督

爲富

冷泉宰相

教親

北畠宰相中將

藤宰相 皆車也

殿上前駢

馬上也

滋野中頭中將

教國朝臣

伯中將

忠富朝臣

四辻中將

實仲朝臣

三條中將

公躬朝臣

鷲尾中將

隆頼朝臣

法性寺中將

親宗朝臣

基保朝臣

雅遠朝臣

基信朝臣

中御門院藏人右少弁

宣胤

西洞院甲斐守

時定

松木侍從

宗綱

坊城少納言

頭長

公隆

右宰相中將

新宰相

實世朝臣

實少納言

在治朝臣

一條中將

實久朝臣

冷泉兵佐

永繼朝臣

六條中將

有繼朝臣

飛鳥井中將

雅康朝臣

三條新中將

實連朝臣

難波宮内卿

宗名朝臣

勸修寺藏人左中弁

經熙

勸修寺左衛門佐

探茂

基綱

姉小路侍從

顯任

葉室兵部少輔

坊城侍從

長清

小川坊城左兵佐

俊顯

隆繼

月輪侍從

政輔

新藏人

菅原在基

地下前駢

前左京大夫

相豐朝臣

前修理大夫

康俊朝臣

刑部大輔

俊宣

兵部少輔

行實

安房守

賴富

一矢

家治

五辻安房守

泰仲

薄藏人

橘量

藏人權弁廷尉佐

益光

馬上也

前左京大夫

匡國朝臣

修理大夫

頼弘朝臣

大膳大夫

兼益

治部少輔

康宣

丹波守

久住

將監

秦重國

將曹

秦重正

府生

秦重廣

御隨身

番長 下毛野武春

近衛泰 兼任

同 兼英

同 久枝

同 久倫

同 久清

官人 將束悉赤シ共者數百人各
佐々木原大夫判官二階掌大夫判官中原大夫判官
成信 忠行 國興

反閉

有天子

土御門三位

一ノ辻周日記 御路次第

一条より鷹司まで山名霜壹・同相模守、近衛より大炊

御門まで畠山右金吾、冷泉万里小路より二条まで佐々

木大膳大夫、二条烏丸まで同近江守、二条室丁冷泉ま

て土岐左京大夫、大炊御門春日中御門まで一色左京兆、

近衛室丁烏丸まで細川兵部少輔、四足門より近衛東洞

院まで大内菅領

帶刀 次第 家々文金薄ニテ打

伊勢兵庫助 貞藤

伊勢加賀守

貞綱

伊勢下総守 貞枝

伊勢肥前守

成富

田村刑部大輔 持直

小串次郎左衛門尉政行

小早川備後守 熙平

遠山左京亮 國章

宮上野介 教信

宮式部丞 基成

朝日近江守 教貞

熊谷次郎左衛門尉直泰

曾我上野介 教助

松田上野介 信朝

長井周防守 元久

長伊豆守 信康

佐々木鏡兵部大輔教秀

佐々木岩山美濃守持秀

佐々木黒田伊豆守 信秀

佐々木田中出雲守貞頼

佐々木兵部少輔 慶高

佐々木田中出雲守貞頼

佐々木加賀守 教久

佐々木治部少輔 秀直

已上

衛府侍十人 馬上供者數百人

千秋刑部少輔 玉置民部少輔

朝日孫左衛門尉

宮修理亮 松田次郎左衛門尉

佐々木塩治五郎左

衛門尉 結城左近將監

岡次郎左衛門尉

佐々

木吉田四郎

大和兵庫助

以上

一騎打布衣

畠山大衛門佐 佐々木大膳大夫 伊勢守

富樫介 土岐美濃守 右京大夫

佐々木大膳大夫子中務大輔 隨兵悉甲冑帶劔役人

此外侍所十五番皆甲冑 小侍所廿五番馬鞍近比見物也 馬物

具金銀末代者難有結構也、

出仕之時ハ六具甲冑ニテ小路ヲ陸ニテ渡ル申時也、

大駮源義政御拜賀次第、悉記進覽申候、猶以御不審之事者、

重而可承候、此外關白・准后・摂政・凡家門跡御一族貴

人高家人、或者立申、或ハツイ地在家ヲ出テサシキヲ地付

テ打見物ス、日本國此時悉或者上洛シ、或者重寶ヲ捧賀

シ、歸伏申事ハ□被□沙汰シ□也、

○島津三郎左衛門尉忠長在判狀一通、正文在家藏、記左、

○一〇九 島津忠長書下

薩摩國之内田布施繼之事、

右、任先例、可致沙汰之狀如件、

康正三年卯月廿六日

忠長(花押)

二階堂殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三六三号文書ト同文ナリ)

十七代	行次	十八代	行治
十九代	行存	二十代	行昌
二十一代	定行	二十二代	行格
二十三代	行宅	二十四代	行道
二階堂氏正統家譜		十五	

(行次譜中)

○細川右馬頭政國在判被呈 太守立久公狀 雖為當家罰歲傳來之由緒不詳

一通、正文在家藏、記左、

〇一一〇 細川政國書狀

太刀一腰并鳥目三千疋給候、悦入候、仍太刀一腰景光、

織物一紋唐花進候、誠表祝儀計候、恐々謹言、

十一月廿三日

政國(花押)

鳴津殿

▽^⑤ (本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四七一号文書ト同文ナリ)

右、雖為當家罰歲傳來之訛不詳、先年就御用御記錄所江差出、御用相濟又々被返下置者也、

右嶋津殿与有之者、御家十代 太守立久公御事也、

安永二年癸巳十一月殺旦

(印文、式階堂藤原行昌)



△

○同八年應 太守忠昌公懇命獻上當家行政以來文書之内

將軍頼朝公 實朝公 尼將軍之御下文其外 足利尊氏

卿之御教書・北條氏判形 御當家之御判物等、都十有

二通矣、

○所獻 忠昌公文書・副書案文一通、在家藏、記左、

〇一一一 二階堂行次覚書

代之御判形

一河邊

言樹酌仕候、證文にあり、

一給黎行 [] 角ニ侘言不申候、是も在證文、

請取申候、

一阿多・加治木にかへり候時者、加治木を阿多 []

周防守
重貞(花押)
因幡守
兼親(花押)

[] 侘言一段申候、可然様に [] と偏奉頼候、

一七通之八 [] 判形・頼朝御判形・實朝之御判形・

明應八年八月六日

尼將軍之御判形・高氏御判形錦 [] 判形・北条殿

御判、此分申者 [] 先祖より御年來之御 [] (内カ)

(行治譜中)

目と申候、猶々斟酌存候 [] 承候、可申番、難

○受行次之讓、頗有食邑、

有候間御 [] 謹言、

○永正八年十月二十一日、下部女請狀一通、正文在庶流

二階堂行寛家、記左、

○忠昌公・御家老伊地知周防守重貞・本田因幡守兼親連

○一一三 字名初身曳狀

判之文書請取狀一通、正文在家藏、記左、

▽[●] 『正文在敷根衆中二階堂八左衛門行寛』
△

○一一二 本田兼親・伊地知重貞連署請取狀

一將軍家之御判形七通

永正八年辛未年の飢饉たるにて、あさ名初と申候女子
年廿二歳に罷成候を、永代に二階堂山城守殿御うちさま
に、飢饉相傳の下部と身をはめ申候事実也、

一御當家御判形五通

以上十二通

右、件御下部と罷成候うへへ、於以後に違乱妨を親類兄
弟なとて申者あるましく候、若にけはしり候て、いか

なるけんもん・富家・神社仏寺の御領内へ罷入候共、以此狀御きたあるへく候、其時一儀一口之あらそひ申へからず候、仍爲後日證文如件、

永正八年辛未十月廿一日 初(略押)

二階堂山城守殿

御うちさまへ申上候

○元祖維遠以来屬于鎮守府將軍家、行政以降世雖事于

鎌倉及 足利將軍家、高祖父行貞獻田布施城地于 元

久公、以来封邑稍滅、然猶未墜家聲、大永・天文之際

國郡大亂而戰不止、當是時行治一心、遂獻盟約之起請

於 太守貴久公、始事于本藩矣、

○所獻 貴久公起請文前書卣案三通、在家藏、記左、

○一一四 某起請文前書土代

起精文條

奉對相州様・貴久様、無二心可御奉公之事、

勝久江何事茂注進申間敷事、

自然者年來之傍輩所と被罷爲候間、即野心之儀くられ候成繰候様事

可有候、左様時者、早くと可申上候事、

右此條と偽申候之者、

○一一五 某起請文前書土代

可と 一奉對 殿様無二心御奉公申之事、

一勝久御父子ニはたと切離申候、於向後少も心寄申まし

きの事、

一縦世間雖轉變申候、成舊世之憶可抽忠勤之事、自然和

説識之時者此任一書可開申之事、

○一一六 某起請文前書土代

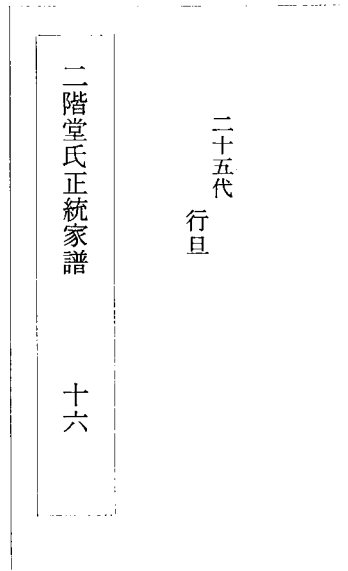
一奉對 殿様無二心御奉公可申事

於向後 一勝久御父子へはたと切替申候、再奉公申間敷事、

轉變申候て

一世中之躰候之間、自然雜說候へんする時へ、此任文言
可披申之事、就者對此方可惡事他所へ申間敷事、
右、此條一言茂偽申候之者、

(表紙)



(行且譜中)

○當家文書庶流孝行・行寛傳來正文之寫並孝行古系圖寫
都而十通、

○ 鎮西下知狀

(本文書ハ三九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 道弘契狀

(本文書ハ四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂永行讓狀

(本文書ハ一〇二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利直冬下文

(本文書ハ六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 字名初身曳狀

(本文書ハ一一三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 少貳頼尚書下

(本文書ハ六五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂行存讓狀案

(本文書ハ八七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂行存讓狀案

(本文書ハ八八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂行存書狀

(本文書ハ六七号文書ト同文ニツキ省略ス)

〔表紙〕

二十五代

行且

二階堂氏正統家譜

十七

（行且譜中）

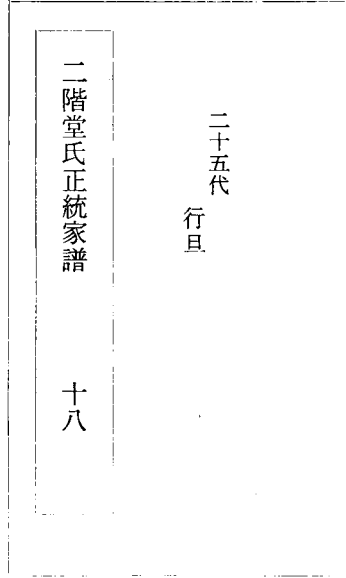
○是歲庚子之秋、獲寫文書壹通、即九州成敗職高尾張守師泰、島津前豊後守實忠・平兼政、建武三年三月十七日連署與二階堂紀伊權守行仲執達狀也、正文サキニ叢時就御用進上之、爾後ソノノチ賜島津因幡忠郷、今茲乞之於和泉家則臨摹焉以見贈之、伊勢兵部貞矩以有其樞機故付與證文、仍亦復一翰焉、

○

足利尊氏奉行人連署奉書

（本文書ハ七四号文書ト同文ニツキ省略ス）

〔表紙〕



貞時〔花押〕

隱岐前司殿

工藤右衛門入道殿

○當家扣文書二十六通乱雜藏焉、而料紙廢損矣、寛政元年三月、行且校正之、或再寫之加表紙爲二卷、仍以年代而不載于各傳、以録于此、

○〔天明四年〕

同年夏、獲寫文書壹通於相州鎌倉相承院矣、正安元年七月十一日、北條

相模守貞時贈當家十代隱岐守泰行及工藤左衛門入道書簡也、

正文在相承院、住持密信副證

狀、以贈之、故復回翰焉、

○ 鎮西下知狀

〔本文書ハ三七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 足利尊氏奉行人連署奉書

〔本文書ハ七四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 一一七 北條貞時打渡狀

北法花堂坊地替事、以當堂前〔地方〕口拾壹間、奥拾壹間、所

宛行伊与法眼玄海也、早可令打渡候、

正安元年七月十一日

○ 莫祢円也軍忠狀案

〔本文書ハ七五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○ 二階堂真顯讓狀

(本文書ハ七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 禪麟讓狀

(本文書ハ六一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂行存讓狀

(本文書ハ四四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂行存讓狀

(本文書ハ四三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏書狀

(本文書ハ五七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 二階堂行存讓狀

(本文書ハ六〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津道壹親讓狀

(本文書ハ一〇一号文書ト同文ニツキ省略ス)

(表紙)

二十五代

行且

二階堂氏正統家譜

十九

〇一一八 伊作庄雜掌下司平高純申狀案

島津御庄内薩摩方伊作庄雜掌法橋承信并下司高純謹言上
欲早被與奪當庄本訴奉行人安富三郎貞泰方、被經御沙
汰、被召上同國阿多郡北方一分地頭隱岐三郎(行雄)不知被究
御沙汰淵底、任傍例蒙御成敗、當庄入來別府名内大牟
禮并大野名内塩道上毛夜木瀬任和田名内橋牟礼狼野津
波牟礼以下所々、打越往古境、去正安三年以來令押領

条、更不可遁所當罪科子細事、

副進

一通 立券狀案 文治四年十月日

右當庄者、爲 本家近衛殿、領家一乘院家御領進止之地也、而隱岐三郎任雅意、打越往古之境、令押領之上者早被与奪安富三郎方、被召上彼隱岐三郎、被經傍例御沙汰、爲蒙御成敗、仍粗恐々言上如件、

文保參年六月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五七号文書ト同文ナリ)

「右、阿多郡北方一分地頭隱岐三郎与有之者、二階堂家正統十一代隱岐左衛門尉行雄初之名也、其外隱岐三郎与有之所、都而同断、」

〇一一九 鎮西御教書案

薩摩方伊作庄雜掌承信・高純等申當庄入來別(符)境事、重訴狀如此、隱岐三郎背兩度催促無音云云、所詮尋問實

否、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

元應^{●元}(九)年九月廿日

(北条隨時)
前遠江守在判

在國司入道殿

(道雄)
〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二六号文書ト同文ナリ〕

〇一二〇 二階堂行雄請文

八月廿日御教書、同九月廿日御教書、訴狀、十一月二日

同日到來、謹拜見仕候早、抑薩摩方伊作庄雜掌承信・高

純申境事、任被仰下旨、以一瀬弥次郎入道見佛、急速可

令明申候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元應元年十一月三日

藤原行雄請文

(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二六号文書ト同文ナリ)

▽[●]〔右、藤原行雄姓名判形者、當家隠岐三郎行雄也、一瀬弥次郎入道見

佛与有之者、行雄之家臣也、〕

〇一二一 薩摩在國司沙弥道雄請文

薩摩方伊作庄雜掌承信・高純等申當庄入來別府境事、任

被仰下之旨、相觸隠岐三郎候之處、請文如此候、仍令進

上候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元應元年十一月五日

沙弥道雄請文

〔在名之裏〕
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二六号文書ト同文ナリ)

〔右、執達狀并請文之内、隠岐三郎与有之者、當家隠岐左衛門尉行雄初名也、

右、沙弥道雄与有之者、在國司入道ニ而可有之、〕

〇一二二 阿多北方地頭代沙弥見仏請文案

號嶋津庄内薩摩方伊作庄雜掌承信并下司高純等掠訴申

候、同國阿多北方地頭隠岐三郎行雄、當庄入來別府名内

大牟礼并大野名内塩道上毛夜木瀬任、和田名内橋牟礼狼

野津波牟礼以下所々、打越往古堺、去正安三年以來押領

由事、此条無跡形不實候、於當方者隠岐常陸前司入道行

日行雄外、曾祖父、去建長年中拜領以降、至于行雄、代々七十餘

年之間、相傳知行無相違地也、仍先々預所下司等、敢以

不申子細處、承信・高純等今度始而及掠訴之条、希代奸

謀、(事脱カ)何如之哉、且於當庄者、近衛殿御領也、其子細承信

等書載于本解狀之畢、至阿多郡者大宰府領也、号彼雜掌

右衛門尉成守、當時一番御手、爲攝津式部房實胤奉行、

年貢事所令番訴陳也、凡如此領家各別之地堺相論事、如

傍例者可爲聖断候上者、承信等奸訴不可及執御沙汰候、

以此旨可有御披露候、見佛恐惶謹言、

元應二年二月八日 阿多北方地頭代沙弥見佛 請文

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一二七〇号文書ト同文ナリ) 在裏判

「右、隱岐常陸前可入道行日与有之者、當家六代二階堂隱岐守行村之

三男隱岐常陸介行久之事也、阿多北方地頭代沙弥見佛与有之者、當家

行雄之家臣一瀬弥次郎入道見佛也、」

〇一二三 伊作島津氏重書目錄

御もんそのもくろく

合 ゑらひいたすにまかせてかくほとに、したいふと
うなり、

四つう けいこはんやくきんしのかきくたしの正文

一つう かつさの入たうとの御けうその正文

一つう つゝせきくのすこの事

二つう しなのゝはんくわん入たうのもとへの御文の

一つう あん

一つう たけさへもんの狀の正文

一つう ちふ入たうの狀の正文

一つう きやう一の狀の正文

一つう かくしんの狀の正文

一つう ひらやまのしやうの正文

十六つう 御くらをうかちて御ようとうぬすミとる時の

一つう かくしやういけの事、

二つう めしのくうの御けうそのあん

一つう せうけんしのそうのきやうのやとのかとふミ

一つう さめしまのうけとり正文

五郎をとこのしろの事

二つう つのかんしろのりやうけねんくちうもん

一つう しもつけの入たう殿の御正文

大井さへもんの事

一つう もりかけ御狀正文

中をの村の御けちの事

一つう かなぎ(ちカ)の五郎さへもん入たうの下人のうけ

取正文

一つう 正をう二年し(久明親王)やうくん入きよの御ともの人の

けうミやうちうもん

一つう たかハしのかり人の事、おきとのゝ御狀正文

一つう ところ入道の狀

一つう いさくのしやうの□(き)いけ(古)もん(ちう)

一つう せいふん三入たうの狀正文

二つう せうたうか狀正文

一つう ちやうしん房のきしやうもん

元亨四年三月十八

(本文書へ「旧記雜錄前編」一三九四号文書ト同文ナリ)

「右、目錄之内、おきとのゝ御狀正文と有之者、當家隱岐左衛門尉行雄之狀ニ而可有之、」

〇一二四 伊作庄日置北郷領家雜掌憲俊文書

渡狀

伊作日置御文書事

合

一文治寄進狀案

一建長御下知案

一伊作下司有純起請文案

一日置下司弘純起請文案

一伊作・日置下司系圖

已上五通者進之早、

一立券庄号文書案

一雜掌訴狀案堺事
但南

一阿多北方地頭請文正文

一寶治御下知案、正文者伊作下司帶之

已上四通、追可進之、

右、所進地頭御方也、

元亨四年八月廿一日

憲俊(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇四号文書ト同文ナリ)

「右ケ條之内、阿多北方地頭請文正文与有之者、當家左衛門尉行雄請文ニ而可有之、」

〇一二五 伊作庄領家雜掌承信文書渡狀

薩摩國伊作庄与阿多北方境相論狀等事

一本解狀案 文保三年六月日

▽同具書△

一立券狀要段案 文治四年十月日

一御教書案 元應元年九月廿日

一北方地頭請文正文元應元年十一月三日
(二階堂行雄)

一使節在國司入道請文正文元應元年十一月五日
(道雄)

一阿多地頭代見佛請文案 元應二年二月八日

已上

▽但於彼正文者、上于奉行安富三郎(貞泰)△

右、狀等者、自領家任被仰下之旨、所撰渡于地頭御方之狀如件、

元亨四年十一月九日

雜掌承信(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇九号文書ト同文ナリ)

「右ケ條之内、北方地頭請文与有之者、當家左衛門尉行雄請文也、阿多地頭代見佛請文案与有之者、行雄之家臣一瀬弥次郎入道也、」

〇一二六 伊作庄日置北郷領家方行壹書狀

伊作庄同日置北郷所務条之事、以信宗法橋令与候了、

於領家御挙狀者、恣可下遣宰符雜掌承信法橋之許候、定

令申沙汰候欵、可得御意候、恐々謹言、

六月十九日

行壹(花押)

(宗久)

謹上 伊作日置地頭殿御報

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八号文書ト同文ナリ)

「右判形者、年号付なしといへとも、花押之模様を以者、當家十二代

二階堂隱岐三郎兵衛尉行久判形ニ而可有之、行久後紀伊權守行仲と號す、」

○一二七 伊作庄日置北郷領家方行壹書狀

嶋津庄薩摩方伊作庄・同日置北郷預所与地頭相論所務条々、雜掌承信於宰府令申沙汰候處、於京都以雜掌信宗与地頭代道慶名字兩方書違和与狀候早、於御成敗之段者、於宰府爲本雜掌承信沙汰、賜 御拳狀、可令申沙汰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

(文保元年)

七月廿三日

行壹上

進上 少納言法眼御房

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三五九号文書ト同文ナリ)

○一二八 伊作庄日置北郷領家方行壹書狀

嶋津庄内薩摩方伊作庄、同日置北郷中分事、以雜掌左衛門尉憲俊致沙汰候早、於御下知者、本雜掌承信在津之間、可令申沙汰候、可令得其御意給候哉、恐々謹言、

八月廿六日

行壹(花押)

謹上 伊作庄地頭殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三三三号文書ト同文ナリ)

「前文年号付無之、六月十九日之文書判形并右二通之判形、共二行之一字、且花押之模樣を以者、當家紀伊權守行仲判形ニ而可有之、年号無之故、初中後之訳不詳、」

○一二九 大隅龜三郎丸軍忠狀

嶋津大隅式部(友久)龜三郎丸謹言上

薩摩國凶徒等、益山四郎入道并彦五郎入道子息親類一族以下率多勢、同國伊作庄内構中原城擲依立籠、以今年六月十一日彼城攻合戰之時、依致軍忠、若黨左衛門次郎友久左肩被疵、次同國阿多郡高橋松原口合戰之時、依致軍忠友久右股被疵畢、彼兩度合戰次第、隱岐七郎行貞存知畢、次同國凶徒等構市來院城擲依立籠、以今年九月廿九日御合戰之時致軍忠、合戰之次第大將御存知上、遠矢次郎太郎入道門也・大隅國小濱十郎實名不知爲同所合戰上者、令見知畢、然者早爲預御一見狀且目安如件、

建武四年十一月三日

△「川上孫三郎左衛門尉頼久」

承了(花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九八三号文書ト同文ナリ〕

〇一三〇 島津愛壽丸親軍忠狀

▽[●] 『案文在志布志土阿多飛驒忠縣』
△

嶋津大隅愛壽丸言上

薩摩國凶徒等構市木院城擲依立籠、以今年九月廿九日御

合戰之時、愛壽丸(島津親忠、伊作家)若黨東条孫七尚元以下致軍忠、合戰之

次第隱岐七郎行貞・知覽院三郎久直令見知訖、然者早賜

御一見狀、爲備後證、目安狀如件、

建武四年十一月廿四(日)〔[●]〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一九八七号文書ト同文ナリ〕

〔右二通目安狀之内、隱岐七郎行貞与有之者、當家之庶子也、〕

〇一三一 島津道忠宗久等連署注進狀

注進

大隅助三郎入道(伊集院忠國)、忍下向之間、又成御敵、押寄當國日置

若松城、致合戰之刻、若松之親類若黨等數輩被討、八月

廿七日夜落城候了、同廿八日、道忠(宗久)日置所領押取、打塞

路次之間、難通大將在所候、次渋谷一族等、此間爲當城

合力、構行(仲)[●]領内野崎村仁要害栴築處、凶徒等率大勢、

去七月三日襲取彼城近所具柄崎仁向城、今月四日卯越渋谷

谷一族等不殘一人弃城引歸候了、依之當城爲無勢之間、

鯨嶋彦次郎入道・助三郎入道以下御敵等、來六日大勢可

押來彼城之由必定云云、而渋谷一族等弃城之条、頗不少

不審、雖然可合力之旨敵重可被成下御教書候哉、將又渋谷

谷下総六郎不可随石見權守所勸之由令申之間、可被成

〔下〕各別御教書候哉、次大隅國平山左近將監号社家仁、

不向谷山城上者、可合池部城之由、同欲被仰下、而如先

言上、於山(西)[●]諸方御敵等中仁爲當城一所之間、彼城

令没落者、依可及御大事、所令言上也、而當時國合戰之

躰、曾不可静謐候、其故者、兩大將以三ヶ國勢差向方、

被責者、不可有子細之處、被寄一方之間、西方御敵等任

雅意令蜂起者也、所詮、被替當時之躰、被分所、城擲仁

勢者、不可有幾候、就中當城御上洛以後、永々數輩御敵等中既迄于十ヶ年楯籠之間、於于今者失兵糧術計候間、

近日苟取作毛候て可致合戦之由、治定上者、討死之条勿論也、然則、國退治之段者、不及申、先當城合力事、急速被成下御教書、欲成軍忠勇、路次難儀之間、以切紙令言上候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

貞和二年九月四日 紀伊權守行仲^上

沙弥道惠^上 裏判

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二三三三」号文書ト同文ナリ)

右伊作大隅守宗久入道道恵并當家十二代紀伊權守行仲連名注進狀之内、行仲領内野崎村之事相見得且池邊城与有之者行仲居城田布施池邊村牟禮城之事也、

右大隅助三郎入道道忍者、伊集院長門守忠國初名ニ而可有之、鮫島彦次郎入道者彦次郎家藤入道蓮道也、渋谷下總六郎者高城氏六代六郎太郎義重ニ而可有之石見權守者入来院家六代石見權守重門也、平山左近將監者

善法寺流平山家八代左近將監武矩也、

(親忠譜中)

○ 島津道壹 親讓狀

(本文書ハ一〇一号文書ト同文ニツキ省略ス)

(勝久譜中)

○ 一三三二 島津元久書下

薩摩國阿多郡二階堂本知行多布施間事、^①所志存遺置候、

早任先例可有御知行候、爲後日狀如件、

應永十年九月一日 元久(花押)

伊作殿^(久義)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二七〇七号文書ト同文ナリ」)

○ 一三三三 島津元久書下

薩摩國阿多郡北方・多布施之内除五代高橋、依有御志遺置候、任先例可有領知之狀如件、

應永十三年七月十六日 元久(花押)

伊作殿(久巻)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二七四八号文書ト同文ナリ)

〇一三四 島津久豊書下

嶋津庄薩摩方

一所阿多 一所日置 一所南郷

一所高橋 一所知覽院瀬々村

一所河邊郡内田部田村

一所別府半分

一所谷山郡内福本村内三十町同郡内中村之事

所相計也、早任先例可被領知之狀如件、

應永廿四年十一月二日 沙弥存忠(久豊)(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二九六九号文書ト同文ナリ)

〇一三五 大寺元幸等連署契狀

右意趣者、田布施之事一圓ニ被去給候上者、依今度之儀、

屋形之所存一切不可相殘候、於此内自然讒者出來候ハん

時者、此衆中申談、無御振舞違者、身々之大綱と存、意

趣お可申披候、

若此條偽申候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所大権現

正八幡大菩薩 諏訪上下大明神

天満大自在天神 稻荷大明神

御罰可罷蒙候、

應永廿八年三月十五日

大寺 元幸(花押)

柏原

好資(花押)

伊地知

久阿(花押)

鹿屋

玄兼(花押)

枕山

孝宗(花押)

平田

重宗(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」九九五号文書ト同文ナリ)

「右四通者、當家旧領地田布施之儀ニ付、正文扣也、」

右十六通者當家扣文書也、仍今般令裝潢永備龜鑑云、

寛政元年己酉三月穀旦 主計行旦(花押)

二階堂氏正統家譜文書（東京大学史料編纂所所蔵）

番号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

二階堂氏領地豊前国金田荘田畠注進坪付 四通

- ※（八一） 豊前国金田庄内金田村惣領分名々田畠注文……………影写・正譜
- ※（八二） 金田庄金田村作田取帳……………影写・正譜
- ※（八三） 金田村安芸殿御方正平拾老年名々分帳……………影写・正譜
- ※（八四） 給分坪付……………影写・正譜

鎌倉將軍御下文御教書政所下文執権奉書其外文書 拾八通

- ※（一） 建曆三年 五月九日 源実朝袖判下文……………家譜・影写・正譜
- ※（二） 承久三年 七月十二日 関東下知状……………家譜・影写・正譜
- ※（三四） 貞永元年十一月廿八日 関東下知状案……………影写・正譜
- ※（六） 仁治元年閏十月廿日 將軍家政所下文……………影写・正譜

※ (三) 建長元年 八月九日 関東御教書……………影写・正譜

※ (四) 三月三日 二階堂某書状……………影写・正譜

※ (一五) 文永四年 四月廿四日 関東下知状……………影写・正譜

※ (八) 文永八年 五月七日 二階堂行氏置文……………影写・正譜

※ (九) 文永八年 九月十三日 関東御教書……………影写・正譜

※ (一〇) 文永九年 五月廿六日 將軍源惟康家政所下文案……………影写・正譜

※ (一一) 弘安六年 七月廿三日 將軍家政所下文……………影写・正譜

※ (一六) 正應五年十二月七日 関東御教書……………家譜・影写・正譜

※ (一七) 永仁二年十二月廿七日 関東御教書……………家譜・影写・正譜

※ (一八) 永仁五年十二月十日 関東御教書……………影写・正譜

※ (一) 建曆三年 五月九日 源実朝袖判下文……………家譜・影写・正譜

※ (二) 宝治元年 六月廿三日 將軍藤原頼嗣袖判下文案……………影写・正譜

※ (三) 承久三年 七月十二日 関東下知状……………家譜・影写・正譜

※ (一〇) 文永九年 五月廿六日 將軍源惟康家政所下文案……………家譜・影写・正譜

二階堂家代々領地讓狀并執権加判其外文書二十通

※ (五) 仁治元年 十月十四日 二階堂(元)基行讓狀……………影写・正譜

※ (七)	二階堂氏所領注文	影写・正譜	
※ (一三)	文永三年 六月十日	二階堂行日行讓狀	影写・正譜
※ (一四)	文永三年 六月十日	二階堂行日行讓狀	影写・正譜
※ (六九)	(嘉元) かんけん三年 二月十七日	二階堂泰行讓狀	影写・正譜
※ (三三)	(嘉元) かんけん三年 二月十七日	二階堂泰行讓狀案	家譜・影写・正譜
※ (三三)	(嘉元) かんけん三年 二月十七日	二階堂泰行讓狀案	家譜・影写・正譜
※ (二五)	嘉元三年 八月廿九日	尼忍照讓狀	影写・正譜
※ (二七)	延慶二年 正月六日	尼忍照置文	影写・正譜
※ (二八)	正和三年 二月廿八日	尼忍照置文	家譜・影写・正譜
※ (七六)	建武五年 九月二日	二階堂行存行讓狀	影写・正譜
※ (八六)	貞和五年 二月九日	二階堂行房讓狀	影写・正譜
※ (八九)	貞和七年 四月三日	二階堂行存行讓狀	家譜・影写・正譜
※ (六八)	正平九年十一月晦日	二階堂行存行讓狀	影写・正譜
※ (九五)	正平十年十一月十日	二階堂行仲讓狀案	影写・正譜
※ (九七)	永徳三年 四月廿二日	二階堂禪桂行讓狀	影写・正譜
※ (二〇)	二階堂氏所領証文注文	影写・正譜	
※ (一一)	二階堂行次覚書	影写・正譜	

※(一二) 明應八年 八月 六日 本田兼親・伊地知重貞連署請取状……………影写・正譜

御家御判物其外文書二拾一通

※(七一) 元弘三年 六月 日 隠岐行久申状案……………影写・正譜

※(七二) 元弘三年 八月 十日 島津道鑑^{貞久}吹巻状……………影写・正譜

※(四二) 建武四年十二月廿五日 島津道鑑^{貞久}施行状……………影写・正譜

※(四五) 曆應元年十一月 日 新田宮執印友雄重申状……………影写・正譜

※(四六) 建武五年閏七月廿九日 足利尊氏御教書……………影写・正譜

※(四七) 建武五年 八月 十一日 島津道鑑^{貞久}施行状案……………影写・正譜

※(四八) 建武五年 九月 卅日 酒匂久景遵行状……………影写・正譜

※(四九) 十月 廿七日 酒匂久景書状……………影写・正譜

※(五〇) 阿多五大院神人等交名注文……………影写・正譜

※(五一) 二階堂方下手人文名注文……………影写・正譜

※(五二) 正和三年 二月 廿八日 尼忍照置文案^(裏書アリ)……………家譜・影写・正譜

※(五三) 正應五年十二月七日 関東御教書案^(裏書アリ)……………家譜・影写・正譜

※(五四) 永仁二年十二月廿七日 関東御教書案^(裏書アリ)……………家譜・影写・正譜

※(五五) 嘉曆四年 九月 廿日 鎮西下知状案^(裏書アリ)……………家譜・影写・正譜

鎌倉執権並執事探題奉書其外文書 拾五通

- ※（九〇） 貞治五年 八月廿三日 島津師久書下……………影写・正譜
- ※（九八） 應永三年 二月十八日 島津道哲伊久書下……………影写・正譜
- ※（九九） 應永七年 三月卅日 島津元久書下……………影写・正譜
- ※（一〇〇） 應永十三年 九月廿六日 島津元久書下……………影写・正譜
- ※（一〇三） 應永十八年 九月十八日 島津久世契狀……………影写・正譜
- ※（一〇九） 康正三年 四月廿六日 島津忠長書下……………影写・正譜

- ※（一九） 嘉元二年 五月廿六日 関東下知狀……………家譜・影写・正譜
- ※（一九） 嘉元二年 五月廿六日 関東下知狀案……………家譜・影写・正譜
- ※（一九） 嘉元二年 五月廿六日 関東下知狀案……………家譜・影写・正譜
- ※（二二） 嘉元三年 四月六日 蒙古合戦勲功地配分狀……………影写・正譜
- ※（二三） 嘉元三年 六月 日 鮫島光家申狀……………影写・正譜
- ※（二六） 嘉元三年 九月十二日 鎮西御教書……………影写・正譜
- ※（三〇） 元亨元年 十月廿日 関東御教書……………影写・正譜
- ※（二九） 元亨元年 四月十五日 北条時直書下……………影写・正譜
- ※（三三） 正中二年 九月廿七日 大宰府小目代成宗請取……………影写・正譜

足利將軍御下文并御感狀其外文書 拾三通

- ※ (三四) 正中二年 十月十六日 鎮西御教書……………影写・正譜
- ※ (三五) 嘉曆元年十二月廿五日 鎮西御教書……………影写・正譜
- ※ (三六) 嘉曆四年 九月廿日 鎮西下知狀……………家譜・影写・正譜
- ※ (三六) 嘉曆四年 九月廿日 鎮西下知狀……………家譜・影写・正譜
- ※ (三八) 元徳二年 九月十二日 鎮西御教書……………影写・正譜
- ※ (七三) 建武三年 三月十二日 高師直奉書……………影写・正譜
- ※ (四一) 建武四年 三月七日 足利直義下文……………家譜・影写・正譜
- ※ (四一) 建武四年 三月七日 足利直義下文文案……………家譜・影写・正譜
- ※ (七七) 曆應三年 七月十日 足利直義感狀……………影写・正譜
- ※ (七八) 曆應四年 七月廿九日 室町幕府御教書……………影写・正譜
- ※ (七九) 康永二年 三月二日 足利直義御感御教書……………影写・正譜
- ※ (五六) 貞和二年後九月十一日 足利尊氏下文案……………影写・正譜
- ※ (五八) 貞和二年十二月廿七日 二階堂行存雄壳券案……………影写・正譜
- ※ (五九) 貞和三年 四月十二日 足利尊氏下文……………影写・正譜
- ※ (六一) 貞和七年 五月廿日 足利直冬堵下文……………影写・正譜

※（八五） 貞和七年 五月廿日 足利直冬安堵下文……………影写・正譜

※（六三） 貞和七年 六月二日 源某奉書案（裏書アリ）……………影写・正譜

※（六六） 觀應三年 正月廿一日 足利直冬宛行下文……………影写・正譜

※（八〇） 正平九年十二月 日 二階堂行仲申状……………影写・正譜

※（九四） 四月廿九日 三条泰季書状案……………影写・正譜

※（九六） 延文五年 四月五日 二階堂行門軍忠状……………影写・正譜

將軍義政公大將御拝賀之記
一通
忠行供奉

※（一〇八） 康正二年 七月廿五日 將軍義政大將拝賀之記……………影写・正譜

除目聞書 二通
當家行雄行久并
庶流成藤任官

※（三一） 元亨元年十二月廿九日 除目聞書……………影写・正譜

※（三二） 元亨二年 正月廿六日 除目聞書……………影写・正譜

當家寄進狀並起請文前書 三通

※（一〇四） 應永廿二年正月七日 二階堂行隆寄進狀……………影写・正譜・系図

※（一〇五） 正月七日 二階堂行隆寄進狀……………影写・正譜・系図

- ※ (一一四) 某起請文前書士代……………影写・正譜
- ※ (一一五) 某起請文前書士代……………影写・正譜
- ※ (一一六) 某起請文前書士代……………影写・正譜

阿多郡内當家領知由緒文書 三通

- ※ (九一) 保延四年十一月十五日 阿多郡司平忠景施入状案……………影写・正譜
- ※ (九二) 弘安六年十一月廿二日 僧明賀讓状案……………影写・正譜
- ※ (九三) 建武四年十月十五日 僧俊忠讓状案……………影写・正譜

二階堂氏正統扣文書 十六通

- ※ (一一八) 文保三年六月 日 伊作庄雜掌下司平高純申状案……………正譜
- ※ (一一九) 元應元年九月廿日 鎮西御教書案……………正譜
- ※ (一二〇) 元應元年十一月三日 二階堂行雄請文……………正譜
- ※ (一二一) 元應元年十一月五日 薩摩在国司沙弥道雄請文……………正譜
- ※ (一二二) 元應二年二月八日 阿多北方地頭代沙弥見仏請文案……………正譜
- ※ (一二三) 元亨四年三月十八日 伊作島津氏重書目錄……………正譜
- ※ (一二四) 元亨四年八月廿一日 伊作庄日置北郷領家雜掌憲俊文書渡状……………正譜

- ※ (一二五) 元亨四年十一月九日 伊作庄領家雜掌承信文書渡狀……………正譜
- ※ (一二六) 六月十九日 伊作庄日置北郷領家方行卷書狀……………正譜
- ※ (一二七) 七月廿三日 伊作庄日置北郷領家方行卷書狀……………正譜
- ※ (一二八) 八月廿六日 伊作庄日置北郷領家方行卷書狀……………正譜
- ※ (一二九) 建武四年十一月三日 大隅龜三郎丸軍忠狀……………正譜
- ※ (一三〇) 建武四年十一月廿四日 島津愛寿丸親軍忠狀……………正譜
- ※ (一三一) 貞和二年九月四日 島津道惠宗久等連署注進狀……………正譜
- ※ (一〇一) 建德二年五月廿七日 島津道耆親讓狀……………影写・正譜・系図
- ※ (一三二) 應永十年九月一日 島津元久書下……………正譜
- ※ (一三三) 應永十三年七月十六日 島津元久書下……………正譜
- ※ (一三四) 應永廿四年十一月二日 島津久豊書下……………正譜
- ※ (一三五) 應永廿八年三月十五日 大寺元幸等連署契狀……………正譜

二階堂文書（東京大学史料編纂所所蔵影写本）

番号 年 月 日 文書名及びその他の収載本

二階堂文書 一

鎌倉將軍御下文御教書政所下文執權奉書其他文書

※（一）	建曆三年 五月 九日	源実朝袖判下文	家譜・影写・正譜
※（二）	承久三年 七月 十二日	関東下知状	家譜・影写・正譜
※（二四）	貞永元年十一月廿八日	関東下知状案	家譜・正譜
※（二六）	仁治元年閏十月廿日	將軍家政所下文	家譜・正譜
※（三）	建長元年 八月 九日	関東御教書	家譜・正譜
※（四）	三月 三日	二階堂某書状	家譜・正譜
※（一五）	文永四年 四月 廿四日	関東下知状	家譜・正譜
※（八）	文永八年 五月 七日	二階堂行氏置文	家譜・正譜
※（九）	文永八年 九月 十三日	関東御教書	家譜・正譜

※ (一〇)	文永九年 五月廿六日	將軍 <small>源惟康</small> 家政所下文案	家譜・影写・正譜
※ (一一)	弘安六年 七月廿三日	將軍家政所下文	家譜・正譜
※ (一二)	正應五年十二月七日	關東御教書	家譜・影写・正譜
※ (一七)	永仁二年十二月廿七日	關東御教書	家譜・影写・正譜
※ (一八)	永仁五年十二月十日	關東御教書	家譜・正譜
※ (一)	建曆三年 五月九日	源実朝袖判下文案	家譜・影写・正譜
※ (一一)	宝治元年 六月廿三日	將軍 <small>藤原頼嗣</small> 袖判下文案	家譜・正譜
※ (二)	承久三年 七月十二日	關東下知狀案	家譜・影写・正譜
※ (一〇)	文永九年 五月廿六日	將軍 <small>源惟康</small> 家政所下文案	家譜・影写・正譜

鎌倉執權并執事探題奉書其外文書

※ (一九)	嘉元二年 五月廿六日	關東下知狀	家譜・影写・正譜
※ (一九)	嘉元二年 五月廿六日	關東下知狀案	家譜・影写・正譜
※ (一九)	嘉元二年 五月廿六日	關東下知狀案	家譜・影写・正譜
※ (二)	嘉元三年 四月六日	蒙古合戰勲功地配分狀	家譜・正譜
※ (二三)	嘉元三年 六月 日	鮫島光家申狀	家譜・正譜
※ (二六)	嘉元三年 九月十二日	鎮西御教書	家譜・正譜

二階堂文書

- ※ (三〇) 元亨元年 十月廿日 關東御教書……………家譜・正譜
- ※ (二九) 元亨元年 四月十五日 北条時直書下……………家譜・正譜
- ※ (三三) 正中二年 九月廿七日 大宰府小目代成宗請取……………家譜・正譜
- ※ (三四) 正中二年 十月十六日 鎮西御教書……………家譜・正譜
- ※ (三五) 嘉曆元年十二月廿五日 鎮西御教書……………家譜・正譜
- ※ (三六) 嘉曆四年 九月廿日 鎮西下知狀……………家譜・影写・正譜
- ※ (三六) 嘉曆四年 九月廿日 鎮西下知狀案……………家譜・影写・正譜
- ※ (三八) 元德二年 九月十二日 鎮西御教書……………家譜・正譜
- ※ (七三) 建武三年 三月十二日 高師直奉書……………家譜・正譜

足利將軍御教書探題成敗職奉書當家讓狀等扣

- ※ (三七) 元德元年十二月廿五日 鎮西下知狀……………正譜・系図
- ※ (七四) 建武三年 三月十七日 足利尊氏奉行人連署奉書……………正譜・系図
- ※ (七五) 建武三年 六月 日 莫祢円也軍忠狀案……………正譜・系図
- ※ (七〇) 建武三年 八月十五日 二階堂真頭讓狀……………正譜・系図
- ※ (四四) 建武五年 九月二日 二階堂行存讓狀……………正譜・系図
- ※ (四三) 建武五年 九月二日 二階堂行存讓狀……………正譜・系図

※（五七）	閏九月十四日	足利尊氏書狀……………	正譜・系図
※（六〇）	貞和七年三月卅日	二階堂行存讓狀……………	正譜・系図
※（一〇一）	建徳二年五月廿七日	島津道尙親讓狀……………	家譜・正譜・系図
※（六一）	天授元年十一月十二日	禅麟讓狀……………	正譜・系図

二階堂文書 二一

二階堂氏正統家譜文書 二十五卷 卷六

足利將軍御下文并御感狀其外文書 十五通

※（四一）	建武四年三月七日	足利直義下文……………	家譜・影写・正譜
※（四二）	建武四年三月七日	足利直義下文案……………	家譜・影写・正譜
※（七七）	曆應三年七月十日	足利直義感狀……………	家譜・正譜
※（七八）	曆應四年七月廿九日	室町幕府御教書……………	家譜・正譜
※（七九）	康永二年三月二日	足利直義御感御教書……………	家譜・正譜
※（五六）	貞和二年後九月十一日	足利尊氏下文案……………	家譜・正譜
※（五八）	貞和二年十二月廿七日	二階堂行存雄行壳券案……………	家譜・正譜
※（五九）	貞和三年四月十二日	足利尊氏下文……………	家譜・正譜

二階堂文書

※ (六二)	貞和七年 五月廿日	足利直冬 ^安 下文	家譜・正譜
※ (八五)	貞和七年 五月廿日	足利直冬 ^堵 下文	家譜・正譜
※ (六三)	貞和七年 六月二日	源某奉書案(裏書アリ)	家譜・正譜
※ (六六)	觀應三年 正月廿一日	足利直冬 ^宛 下文	家譜・正譜
※ (八〇)	正平九年十二月 日	二階堂行仲申状	家譜・正譜
※ (九四)	四月廿九日	三條泰季書状案	家譜・正譜
※ (九六)	延文五年 四月五日	二階堂行門軍忠状	家譜・正譜
二階堂家代々領地讓状并執權加判其他文書			
※ (五)	仁治元年 十月十四日	二階堂 ^(元) 基行讓状	家譜・正譜
※ (七)	文永三年 六月十日	二階堂氏所領注文	家譜・正譜
※ (一三)	文永三年 六月十日	二階堂行日 ^久 行讓状	家譜・正譜
※ (一四)	文永三年 六月十日	二階堂行日 ^久 行讓状	家譜・正譜
※ (六九)	嘉元三年 二月十七日	二階堂泰行讓状(外題安堵状アリ)	家譜・正譜
※ (三三)	嘉元三年 二月十七日	二階堂泰行讓状案	家譜・正譜
※ (三二)	嘉元三年 二月十七日	二階堂泰行讓状案	家譜・正譜
※ (二五)	嘉元三年 八月廿九日	尼忍照讓状(外題安堵状アリ)	家譜・正譜

※ (二七)	延慶二年 正月 六日	尼忍照置文	家譜・正譜
※ (二八)	正和三年 二月 廿八日	尼忍照置文	家譜・影写・正譜
※ (七六)	建武五年 九月 二日	二階堂行存行讓狀	家譜・正譜
※ (八六)	貞和五年 二月 九日	二階堂行房讓狀	家譜・正譜
※ (八九)	貞和七年 四月 三日	二階堂行存行讓狀	家譜・影写・正譜
※ (八九)	貞和七年 四月 三日	二階堂行存行讓狀案	家譜・影写・正譜
※ (六八)	正平九年十一月 晦日	二階堂行存行讓狀	家譜・正譜
※ (九五)	正平十年十一月 十日	二階堂行仲讓狀案	家譜・正譜
※ (九七)	永徳三年 四月 廿二日	二階堂禪桂行讓狀	家譜・正譜
※ (二〇)		二階堂氏所領証文注文	家譜・正譜
※ (一一)		二階堂行次覚書	家譜・正譜
※ (一一)	明應八年 八月 六日	本田兼親・伊知地重貞連署請取狀	家譜・正譜
二階堂氏領地豊前國金田庄畠注進坪付			
※ (八一)		豊前国金田庄内金田村惣領分名々田畠注文	家譜・正譜
※ (八一)		金田庄金田村作田取帳	家譜・正譜
※ (八三)		金田村安藝殿御方正平拾老年名々分帳	家譜・正譜

※ (八四) 給分坪付……………家譜・正譜

阿多郡内當家領地由緒文書

※ (九一) 保延四年十一月十五日 阿多郡司平忠景施入状案……………家譜・正譜

※ (九二) 弘安六年十一月廿二日 僧明賀讓状案……………家譜・正譜

※ (九三) 建武四年十月十五日 僧俊忠讓状案……………家譜・正譜

※ (三九) 元德三年八月廿日 鎮西下知状……………正譜・系図

※ (四〇) 正慶二年閏二月廿七日 道弘契状……………正譜・系図

※ (六四) 觀應二年十月五日 足利直冬下文……………正譜・系図

※ (六五) 觀應二年十二月廿七日 少式頼尚書下……………正譜・系図

※ (八七) 觀應三年五月一日 二階堂行存讓状案……………正譜・系図

※ (八八) 觀應三年五月一日 二階堂行存讓状案……………正譜・系図

※ (六七) 正平九年十一月廿八日 二階堂行存書状……………正譜・系図

※ (二〇二) 應永十八年八月廿二日 二階堂永行讓状……………正譜・系図

※ (二一三) 永正八年十月廿一日 字名初身曳状……………正譜・系図

二階堂文書 三

將軍義政大將拜賀之記

※(二〇八) 康正二年 七月廿五日 將軍義政大將拜賀之記……………家譜・正譜

除目聞書當家行雄行文并
庶流成任官

※(三三) 元亨二年 正月廿六日 除目聞書……………家譜・正譜

※(三一) 元亨元年十二月廿九日 除目聞書……………家譜・正譜

御家判物其他文書

※(七一) 元弘三年 六月 日 隱岐行久申状案……………家譜・正譜

※(七二) 元弘三年 八月十日 島津道鑑貞吹拳状……………家譜・正譜

※(四二) 建武四年十二月廿五日 島津道鑑貞施行状……………家譜・正譜

※(四五) 曆應元年十一月 日 新田宮執印友雄重申状……………家譜・正譜

※(四六) 建武五年閏七月廿九日 足利尊氏御教書案……………家譜・正譜

※(四七) 建武五年 八月十一日 島津道鑑貞施行状案……………家譜・正譜

※ (四八)	建武五年 九月卅日	酒匂久景遵行状	家譜・正譜
※ (四九)	十月廿七日	酒匂久景書状	家譜・正譜
※ (五〇)		阿多五大院神人等交名注文	家譜・正譜
※ (五一)		二階堂方下手人交名注文	家譜・正譜
※ (五二)	正和三年 二月廿八日	尼忍照置文案(裏書アリ)	家譜・影写・正譜
※ (五三)	正應五年十二月七日	関東御教書案(裏書アリ)	家譜・影写・正譜
※ (五四)	永仁二年十二月廿七日	関東御教書案(裏書アリ)	家譜・影写・正譜
※ (五五)	嘉暦四年 九月廿日	鎮西下知状案(裏書アリ)	家譜・影写・正譜
※ (九〇)	貞知五年 八月廿三日	島津師久書下	家譜・正譜
※ (九八)	應永三年 二月十八日	島津道哲伊久書下	家譜・正譜
※ (九九)	應永七年 三月卅日	島津元久書下	家譜・正譜
※ (一〇〇)	應永十三年 九月廿六日	島津元久書下	家譜・正譜
※ (一〇三)	應永十八年 九月十八日	島津久世契状	家譜・正譜
※ (一〇九)	康正三年 四月廿六日	島津忠長書下	家譜・正譜
當家寄進状并起請文之前書			
※ (一〇四)	應永廿二年正月七日	二階堂行隆寄進状	家譜・正譜・系図

※ (一〇五)

正月七日

二階堂行隆寄進狀

.....家譜・正譜・系図

※ (一二四)

某起請文前書土代

.....家譜・正譜

※ (一二五)

某起請文前書土代

.....家譜・正譜

※ (一二六)

某起請文前書土代

.....家譜・正譜

他
家
文
書
四
十
四
通

他家文書 四十四通 (東京大学史料編纂所所蔵)

番号 年 月 日 文書名及びその他の収載本

- | | | |
|----|------------------|--------------|
| 一 | (文治五年) 八月十五日 | 源頼朝袖加判平盛時奉書写 |
| 二 | 文治三年 三月 日 | 平重澄寄進状案 |
| 三 | 元仁二年 三月 日 | 弥勒寺寺家公文所下文 |
| 四 | 仁治二年 九月十五日 | 関東御教書 |
| 五 | 建長七年 十二月廿五日 | 関東下知状 |
| 六 | 文永八年 十二月十六日 | 比丘尼成阿請文 |
| 七 | (嘉元) かげん三年 七月 日 | 沙弥行恵讓状 |
| 八 | (嘉元) かげん四年 七月 日 | 沙弥行恵讓状 |
| 九 | (嘉元) かげん四年 七月 日 | 沙弥行恵讓状 |
| 一〇 | (嘉元) かげん四年 八月廿一日 | 沙弥行恵置文 |
| 一一 | 徳治三年 十一月十一日 | 藤原純貞質券 |
| 一二 | 徳治三年 十一月十一日 | 藤原純貞質券 |

- 一三 正和三年 三月廿二日 ごくさう丸・同母避状
- 一四 正和三年 三月廿二日 ごくさう丸・同母避状
- 一五 正和三年 六月十六日 平元純避状
- 一六 正和三年 六月十六日 平もとすみ避状
- 一七 正和三年 十月廿九日 沙弥本佛・比丘尼妙法連署相博状
- 一八 正(和)へ四年 六月十日 平もりすみ置文
- 一九 正へ四年 六月十日 平もりすみ讓状
- 二〇 元應二年十一月四日 さたすみ置文
- 二一 元(元)亨(亨)二年五月十八日 平さたすみ讓状
- 二二 元亨二年 八月九日 河俣弥六入道請取状
- 二三 元徳元年十一月廿九日 鎮西下知状
- 二四 元徳元年十二月五日 鎮西御教書
- 二五 元徳元年十二月廿五日 鎮西御教書
- 二六 元徳元年十二月廿五日 鎮西下知状
- 二七 元(元)弘(弘)三年六月廿三日 平すへすみ置文
- 二八 元弘三年 八月廿九日 後醍醐天皇繪旨
- 二九 建武三年 八月十五日 二階堂真顯讓状

- 三〇 (建武) けんむ三年九月廿三日 沙弥きやうい置文
- 三一 建武五年九月二日 二階堂行存讓状
- 三二 建武五年九月二日 二階堂行存讓状
- 三三 曆應三年三月三日 某袖判良秀奉書
- 三四 康永二年四月十二日 足利直義軍勢催促御教書写
- 三五 貞和七年三月卅日 二階堂行存讓状
- 三六 觀應二年四月二日 惣公文重圓等連署注進状
- 三七 正平七年二月十日 平惟純讓状
- 三八 康安二年七月二日 斯波氏經書下
- 三九 貞治五年七月十日 通喜・泰久連署出挙米借券
- 四〇 天授元年十一月十二日 禪麟讓状
- 四一 應永廿年九月廿三日 宗光契状
- 四二 四月廿三日 忠永書状
- 四三 八月十三日 薩摩國宣
- 四四 沙弥かくち讓状

他家文書

四十四通

〇一 源頼朝袖加判平盛時奉書寫

(源頼朝)
(花押)

あすは、こふのこなたに、ちむのはらといふところニ、御すく候へし、いくきたちにハ、こふにはすくせすと申候なり、かまへてひか事すな、あかうそ(島津忠久)三郎を、やうくニせんニこひたるものゝついでふくしたるなり、たうしハほうてう、(畠山重忠)庄司次郎ハ、けふのひくわんニいらす、しむへうなり、このくにハきはめてしむこくなり、かまへて

くらうせきすな、くしたるものともニみなふれまわすへし、けふらうせきしたるものともは、こきたあるなり、けふのひくわんニいらぬほとに、あすのすくにていりなんハ、ゐこんのことにてあるへきなり、

(文治五年)

八月十五日

盛時奉

庄司次郎殿

(本文付ハ「旧記雜錄前編」一三六号文付ト同文ナリ)

「右 頼朝之御自筆之寫、彼本書者江戸ハ税所勝兵衛尉、兒玉作左衛門尉を以進上申候、已上、

正保四年五月廿五日」

〇二 平重澄寄進狀案

寄進

先祖相傳所領三ヶ所事

二 在管薩摩内伊作并 日置北郷 同南郷 外小野

副進次第調度文書等

右、件所領田島等者、年來嶋津御庄寄郡也、而天下騷動之間、公私爲軍地、人民百姓併逃散早、然間庄國兩方課役、如何可令勤仕哉、於于今者、令寄進一圓御庄御領、致安堵計早、有限於年貢所當物等者、爲重純沙汰、追年無懈怠可令運上京都之狀如件、但爲後代證文、於下司・郡司・惣公文職者、重澄以子々孫々、不可有相違旨、爲被成下御下文、勒狀以解、

文治三年三月 日 平重澄判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一四号文書ト同文ナリ)

〇三 弥勒寺寺家公文所下文

(複製簿)



寺家公文所下 益山庄

可早守關東御成敗旨且任先例致沙汰神領上野島事、
右、件上野島爲在古神領之處、河邊平太^(遺物)施威勢打入

別符領企濫妨之日、兼澄捧證文訴申關東之間、庄官・神官莅其境、可令實檢之由、被仰下之處、嶋津庄官、爲神領之旨、勒狀事切、就之又關東御成敗畢云々、御沙汰之次第 嚴重也、早守此旨、上野島止彼濫妨、任舊可爲神領之狀、依 長吏仰、下知如件、

元仁二年三月 日 公文平^(花押)

左衛門尉中原

權寺主大法師

少別當大法師

法眼和尚(花押)

〇四 關東御教書

薩摩國益山庄地頭忠澄与阿多別府郡司平氏女相論境上野島并阿世串原事、棟請法印狀^{副地頭忠澄申狀具書}如此、阿多別府者嶋津庄内也、益山庄者八幡宮弥勒寺領也、仍可爲本所沙汰之^(申之)□、去嘉禎二年六月被成御教書了、爰忠澄兩度蒙本所下知之處、氏女募關東御威不叙用云々、事实者甚以自

由也、早可相從本所成敗之旨、可被下知之狀、依仰執達如件、

仁治二年九月十五日

前武藏守(花押)

相模守殿 越後守殿

○五 関東下知狀

嶋津庄薩摩方伊作庄預所安藝左衛門尉重宗代盛景法

師法名淨空与下司伊作平四郎則純法師法名念西代孫有純相論

条々、

一 下司職事

右、對決之處、如淨空申者、文治三年則純叔父重純寄進之間、被庄号畢、於下司者、爲領家進止之處、元久二年守護人忠久稱關東御勸氣、追出重純、令知行下司職畢、爲領家依無違亂、至寶治之比、自然走過之處、惣地頭常陸後家忠久女子令押領之旨、有純書送種々狀於預所之間、年來忠久知行者爲押領之由、領家始被驚思食之處、有純掠給御下知狀、違背領家云々、如有純申者、

則純幼少之時、爲重純之沙汰令寄進畢、重純給御下文押領之間、元久之比重純与則純於關東被召決之、則純給御下知歸國之時、於門司關令入海之刻、正文紛失畢、承久三年地頭忠久以當庄書生、檢非違所并自名田尻・和田・大野三ヶ村万雜事、令相傳下司職之間、至嘉祿年中、不相違之處、忠久死去之後、常陸後家令押領畢、訴申事由之時、可爲能登前司光村沙汰之由、後家依載陳狀、光村尋問子細、就出和与狀、則純寶治二年雖蒙御下知、不違背領家、元久以前者爲領家進止之間、所申其由也云々、爰如淨空所進重純文治三年三月寄進狀、同年四月十四日廳宣・同十五日政所下文者、重純子孫可爲下司郡司之旨、住之、(マヤ)如有純書送預所七月十九日・八月十六日・五月廿日各不記年号書狀者、伊作庄下司職數十年常陸後家押領之間、爲領家進止之由、有純訴申之時、可參決之旨、被仰下之處、地頭出避文云々、如檢注使加判建長元年十一月解狀并有純進領家寶治二年訴狀者、依寄進奉公、給御下文、可備向後證文云々、如

此狀者、領家進止之由、所見也、如有純所進天永三年國司任符、治承元年廳宣・元曆二年外題下文者、爲則純相傳所帶坎、如同所進元久二年十二月御下知、御教書案者、不帶正文之間、所相貽不審也、如寶治二年四月十日御下知者、常陸後家押領之由、有純訴申之間、付本職可令則純領掌云々、如狀者、雖有子細、不帶補任本御下文、乍書与種々大望狀於預所、以地頭濫妨停止之狀、令違背領家之条、甚奸謀也、且召問常陸(家力)後後之處、領家進止之条、不論申坎、然者、可爲領家進止焉、

- 一 惣公文・田所兩職事、
- 一 公文・田所給田浮免事、
- 一 下司竿失事、
- 一 公文給田事、
- 一 七見崎并崎田兩坪二町事、
- 一 富永名事、
- 一 芋事、 一 桑事、

- 一 預所日別雜事等事、
 - 一 下司苅取領家下部等作田事、
 - 一 未進事、
 - 一 下司親類縁者未進事、
 - 一 下司下人等盜取収納使代則吉作田否事、
 - 一 百姓三十人内下司抑留七人由事、
 - 一 惡口事、
- 右十五箇条下司職可爲領家成敗之上、非沙汰之限矣、以前條々依將軍家仰下知如件、
- 建長七年十二月廿五日

(北條時頼)
相模守平朝臣在御判
(北條重時)
陸奥守平朝臣在御判

○六 比丘尼成阿請文

薩摩國伊集院之下司持時訴申就當院上神殿村内之田地、文永八年九月十九日御教書同十一月廿八日到來、謹拜見仕候了、

抑件於田地、以本主清忠子細之狀、多年知行無其相違、誠有殊子細者、付本主可被致其沙汰之處、今何闕根本就末葉、被致監訴候哉、仍以此旨可有御披露候、比丘尼成阿恐惶謹言、

文永八年十二月十六日

比丘尼成阿弥陀仏講文

○七 沙弥行惠讓狀

ゆつりわたす

ちくせんの國こたへのすいてんハ、行惠かくんこうのちたるあいた、しそくひこたらうもりすミにゆつりあたふところ也、御くたしふミハ七郎入道かもとにあつけをきたり、たゞしあにともかけまういたして、いらんハつらい申ともからにをきてハ、行惠かしそんたるましく候、よて五日ためニ狀如件、

(蓋元)
かけん三年七月日

しやミ行惠(花押)

○八 沙弥行惠讓狀

ゆつりわたす ころうさう丸か所に

さつまのくにますやまのしやう中むらのうち□水田やしきらの事、

右くたんのところ、行惠ちうたいさうてん所りやう□(也カ)しかるあひたしゝさかひをさためてころうさう丸ニゆつ□(リカ)あたふるところ也、ミナミをかきるちんすのまへのは□(カ)をにしひかしへとをして、にしハしきかやしきよ□(リカ)しのミそをくたりにたかひかはらのさきへとをし□(カ)たハひのさこのきたのくるめしをたさかひをなかくな□(カ)のしりへかきる、ひかしハしもますやまへとをりたるミ□(カ)をちんすのまへのはらのひかしのすゑにかきる、た□(カ)ふけんのかうしニおきてハつとむへきよし、そうのおきふ□(カ)しるしおくところ也、おきふミをまほてくうしニおきてハけたいなくつとむへき也、しよのかうしニおきて、そたういけ・をしろ・くわしろ・りんしくわやく・けんたん・まんさうくうしをちやうしして、そうりやうあい□(相)

ろふへからす、かやうニいひたれハとて、そうりやう
をなきかしろニおもふことあるへからす、あいたかに
ふしんなきやうにてあらんする、そのちのけうやうにて
もあらんする、よてこうたいせうもんのために狀如件、

(蓋元)
かけん四年七月 日 　　しやミ行惠(花押)

○九 沙弥行惠讓狀

ゆつりわたす 三らう二らうもとすミか所に
さつまのくにますやまのしやう上中むらのうちの水田
やしきらの事

右くたんのますやまのしやうハ、行惠ちうたいさうてん
の所りやうなるあひた、こともにせうふんするうち三郎
二郎ニとらする水田やしきの事、上むらニハたハラさき
九反、そのハすきやうかふるその、又中むらに水田一丁
といはひこたらうか中むらのたのなハならひなるへし、
このうへにしをたニニわけたらん、かた／＼ひこたら
う、いまかた／＼ハ三郎二郎りやうちすへし、このとこ

ろ／＼のくうしの事ハ、そうのおきふミニしるしおくと
ころ也、そのほかのくうシニおきてハ、そたういけあて
あたり物、りんしくわやく、まんさうくうしをちやうし
候て、そうりやうあい／＼ろふへからす、た／＼しくうしに
いろうましきよしをい／＼たれハとて、そうりやうをそう
りやうとせずハ、きやうたいのなかふハなるへきうへに、
よそめしちあしかるへし、よく／＼そんちせしむへきな
り、よてちうたいせうもんのために狀如件、

(蓋元)
かけん四年七月 日 　　しやミ行惠(花押)

○一〇 沙弥行惠置文

さつまのくにますやまのしやう(上塩田)をた・中むらりや
うミやうハ、行惠ちうたいさうてんのしよりやうなるに
よて、こともにめん／＼のゆつり狀をかきあたへ了、し
かる間七郎入道にとらするそうのおきふミにしるしをく
所なり、この狀をもてそんちしなから、そしともにい
らんあるへからす、あんとの時ハゆつり狀ニまかせて、め

ん／＼にちきやうすへきなり、たゞしたうしそせうさい
ちうなる間、あんとのときハまちくいのハんを申へきあ
いた、ちくせんの國こたへの水てんハ、行惠かくんこう
のちたるあひた、せん日ひこたらうにゆつるといへとも、
とりかへしそしともかきしやうようとうのために、七郎
入道ニとらするうへハ、そしともニわつらいをかくへか
らす、たゞしこのそせうをもせずして、そしともをま
いものになさん時ハ、せん日のゆつりしやうにまかせて、
こたへの水てんハひこたらうちきやうすへき也、その時
しさいを申さんにおきてハ、行惠かしそんたるましきう
へハ、しやうさいをへて申給ハりてちきやうすへきなり、
よて五日のために狀如件、
(後日)
(嘉元)

かけん四年八月廿一日　　しやミ行惠(花押)

〇一一 藤原純貞質券

引進 御館の御ほりよりにしのその一ヶ所事、右蘭ハ純
貞か地也、しかるを御ようとう(用途)五くわんもんニ自今年戊

申藏拾ヶ年ひきわたしまいらせ候、もし十ヶ年の内ニこ
の蘭(相違)をいの事候ハ、五貫文のようとうをさたしま
らすへく候、それなをもてなんせいつかまつり候ハ、
けんもんせいけ神社佛寺の所をきらハす、田蘭しさい下
人いけのかうしちをさへめされ候ハんニ、一口もぬき
を申ましく候、仍爲後日、證文之しやう如件、

徳治参年十一月十一日

藤原純貞(花押)

〇一二 藤原純貞質券

すミさたかちきやうのはらくちのそのいしよの内ひん
かしよりくち五丈きたのめぬにとをす事

右のそのハ、よう／＼あるにて、しろのせに貳貫文ニ
ひきわたしまいらせ候了、純貞ちきやうのほとは、たの
さまたけあるへからす候、但ふけんのくうしなし物いて
きたり候とも、またくかのそのにかゝるましく候、よて
こ日のためにせうもんくたんのことし、

徳治参年十一月十一日

藤原純貞(花押)

〇一三 こくさう丸・同母避狀

さつまのくにますやまのしやうハ、行恵ちうたいさうて
んのしよりやうなるによて、かのしやうのうち、ところ
／＼こくさう丸にゆつりたひ候とゆへとも、こぎのいや
二郎あふりやうせしめ候あひた、御さたさい中ニ候とこ
ろに、身ふせうニ候によて、行恵のそんしわらハな四郎
太郎丸に、きやう(行恵)へのゆつりしやうをさりあたへ候、か
のしやうをもて申給てちきやうあるへく候、きやうこ
くさう丸あひいろふましく候、のちのためにはゝおや
のはんきやうをそへ候、よてのちのためにしやうくた
んのことし、

正和三年三月廿二日

あさなこくさう丸(花押)

こくさうかはゝ(花押)

〇一四 こくさう丸・同母避狀

さつまのくにますやまのしやうハ、行恵ちうたいさうて
んのしよりやうなるニよて、申むらのうちを、それかし
こくさう丸にゆつりたひ候ところに、いつきをもてしや
きやうますやまの入道殿たうねんに、しんふ行恵のゆつ
りしやうをあひそへてまいらせ候うへハ、かのところに
をき候てハ、行恵のしやうにまかせて、さをひなく御ち
きやうあるへく候、よて五日(後日)のためニ狀如件、

正和三年三月廿二日

こくさう丸(花押)

こくさう丸(はゝか)(花押)

〇一五 平元純避狀

さつまのくにますやまのしやうハ、行恵ちうたいさうて
んのしよりやうなるニよて、三郎二郎もとすみにゆつり
たひ候ところを、へちきをもてしやきやうますやまの二
郎三郎入道殿道念ニ、しんふ行恵のゆつりしやうをあ

そへてさりまいらせ候うへハ、かのところへにきてハ、行惠のしやうにまかせて、さをいなく御ちきやうあへく候、よて五日のためにしやう如件、

正和三年六月十六日

もとすみ(花押)

〇一六 平もとすみ避狀

さつまのくにますやまのしやうハ、行惠ちうたいさうてんのしよりやうなるによて、かのしやうのうち、ところへもとすみにゆつりたひ候とゆへとも、こきのいや二郎あふりやうせしめ候あひた、御さたさいちうニ候ところ(無カ)に、もとすみふりよくに候によて、行惠のそんし又ます丸ニ行惠のゆつりしやうをざりあたへ候、かのしやうをもて申給てちきやうせらるへく候、もとすみきやううあひいろふましく候、よてこにちのためにしやうくたのことし、

正和三年六月十六日

平もとすみ(花押)

〇一七 沙弥本佛・比丘尼妙法連署相博狀

限東用作扁

限南引地垣

相博長谷寺新畠内角蘭壹ヶ所

限西小蘭堀

限北 平田左衛門尉垣
左兵衛六郎

限東御倉蘭堀端

限南大道

与地頭御分宮内名内鍛冶前蘭壹ヶ所

限西本道

限北八郎入道垣

彼蘭者、相互依爲類地、限永代所令相博也、然者向後互無違乱可知行之候、但於本佛居屋敷西村蘭壹ヶ所、地頭御分桑代肆佰文分者、同限永代可立用之旨、被載御狀候之上者、守此旨可仕知行之狀如件、

正和參年十月廿九日

沙弥本佛(花押)

比丘尼妙法(花押)

〇一八 平もりすみ置文

きやうゑのくんこうのちこたへのすいてんハ、もりすみにゆつり給ハりて候よりほかハ、せん日にもこ日も、きやうたいのなかニもあるましく候、もしいつれよりもゆつりしやうありと申てき申候はん時ハ、ほうしよとたるへく候、よて五日^(後日)ためにしやうくたのことし、

正^(和)四年六月十日

たいらのもりすミ(花押)

〇一九 平もりすみ讓狀

ゆつりわたす

ます山のしやうの行恵のをきふミと申、又ちくせんのかくくんこうのちこたへのすいてんのゆつりしやうと申、もりすミかてつきのしやうをあひそへて、ます山のまこ

二郎これすミハをいながら、やうしとしてゆつり候也、

ます山のさたのさしやうようとうのために、七郎入道殿ちきやうせられ候といへとも、さたをせられ候はんうへハ、きやう恵のをきふミニまかせて申給りてちきやうせらるへく候、よて五日ためにしやうくたの事し、

正^(和)四年六月十日

たいらのもりすミ(花押)

〇二〇 さたすみ置文

さつまのくにますやまのしやうのうちなかむら、しをたりやうミやうを三ふんいち、又ますまろにゆつるへく候、たよし御けち給ハりてのちニ、たのつほやしきのふんをはさためてゆつるへき狀如件、

元應二年十一月四日

さたすミ(花押)

〇二一 平さたすみ讓狀

ゆつりわたす ほう一御せんのところ^(にき)

さつまのくにますやまのしやうのけしならひニミヤ

つかさしきの事、

右くたんのところへ、さたすミちうたいさうてんのしよ
りやうなり、しかるあいた、たい／＼のてつきかまくら
との、御下文をあひそへて、ほう一御せんニゑいたいを
かきてゆつりあたうるところなり、もしいらんわつらを
なさん物ニをきてハ、さたすミかしそんニあるへからず、
よてゆつり狀如件、

けんか元亨うくわんねん年五月十八日平さたすミ(花押)

〇二二 河侯弥六入道請取狀

又太郎入道負錢事、雖訴申之、於御引付依承諾申候、自
式部孫五郎入道殿、被召渡彼入道候之間、向後止訴訟候
早、仍請取如件、

元亨二年八月九日 沙弥了導(花押)

「河侯弥六入道請取狀 元亨二九六」

〇二三 鎮西下知狀

(首欠)

者塩宇土中浦乃合乃魚見加崎於限、此外乃堺波建長六年
讓於可守云々、如永仁二年十月廿三日妙阿狀者、長嶋山
(山門野)
田野波自能種之手妙阿永代讓得之訖、仍子息六郎種秀仁
限永代所讓与也、四至堺者能種狀分明也云々、如正安三
年三月六日種秀狀者、妙阿相傳所領次第證文於相副天、
子息孫六仁永代所讓与也、子孫無他妨可知行云々、

各取、者一方件所々事、正應年中妙阿代種秀・蓮胤代種
武番訴陳之處、妙阿所帶狀七通内弘長三年八月六日・文

永二年八月十五日能種兩通狀謀書之由、種武依難申、大
宰少貳入道浄恵・薩摩前司入道尊覺、遂校正加裏書、令
注進關東之間、兩方參向之刻、種武恐罪科依出去狀、下
國之旨頼種申之處、種武誠令出去狀者、就彼狀預御下知
可申給、妙阿所得能種讓狀正文之處、無其儀之上者、種
武去狀事不實之由、蓮種所申非無子細也、就中先年注進

關東之沙汰、當時難及鎮西御成敗之間、可被注進彼狀等歟云々、頭書云無相違云々、一方如妙阿所帶建長五年十月廿一日・同六年十二月十八日能種狀者、當論所等妙阿永代領主之由所見也、如淨惠・尊覺等裏書者、於彼狀等者種武承伏畢、是一、次如十月廿四日付弘長、元文永元年七月廿七日蓮胤于時種親兩通起請文者、妙阿非一期領主之條分明也、是二、次弘長三年八月六日・文永二年八月十五日能種兩通狀謀書之由、種武雖申之、如文儀者、或爲妙阿不可有不忠之旨、誠子息等或塩宇浦網庭守先例可引之由載之歟、二通讓狀蓮種承伏之上者、無用狀真僞不能亂明歟、是三、次如号妙阿狀正安三年四月十六日狀者、妙阿知行所々任能種置文、一期之後余三殿可被知行云々、蓮種帶能種讓爲未來領主者、争可備一期領主妙阿狀於龜鏡哉之由、賴種所難有其謂歟、是四、次種武出去狀者、尤可申給御下知之處、無其儀之上者不實之旨、蓮種所申聊雖非無子細、無關東資縁之鎮西訴人疲遠遠長途之刻、論敵依出去狀、成一旦之悅忘將來之煩、無左右下國之條、不能

巨難歟、是五、加之、件去狀事、種秀下國之時、尊覺并奉行人宗掃部允基廣披見之由、賴種申之、如所進六月一日不記年基廣狀者、論所去狀薩州披見事承候畢、又歸國事可存其旨云々、蓮種所難不足信用之旨所申非無其謂歟、是六、次種武和与狀事爲實書者、自宰府所注進之妙阿相傳能種讓狀等正文申給之可隨身也、不所持彼正文之間、注進事不審之由、蓮種雖申之、如賴種所進潤十月廿一日付正應遣妙阿之淨惠狀者、肥後國長嶋内田島相論事、於注進函者、付白石二郎左衛門尉道綱進上關東云々、無不審歟、是七、次無正案文不足支證之由、同雖申之、彼案文事淨惠・尊覺加封判之條、見先段、亂難被弃破歟、是八、次能種、妙阿類書事可被召出之由、同雖申之、先度悉被召調之處、燒失之上、當論之肝要須依淨惠等封判狀左右之間、蓮種所帶狀類書旁不及沙汰歟、是九、次件所々妙阿死去之後蓮種知行之條、國衙取帳目錄分明也、可被召出之由、同雖申之、妙阿爲永代領主者、蓮種知行者可爲非分押領歟、仍取帳等事不及沙汰歟、是十、然則於

件山田野・河床等者可被付妙阿跡欵云々、頭書云不及沙汰云々者、後勘條々雖有其謂、先年注進之沙汰、於鎮西依難被是非、任先勘注申關東之處、如御教書者、先年沙汰事、爲誰人奉行否不覺悟之旨、兩方令申之上、文弘不義事、就蓮種訴雖有沙汰、文弘死去云々、此上於關東依難被裁許、所返遣也、可成敗云々、被返下注進狀之上者、覺心可預裁許之條、先事書之後勘不可有相違、是一、淨惠・尊覺等裏書狀者七通也、此内如建長五年十月廿一日・同六年十二月十八日能種狀、十月廿八日付弘長元・文永元年七月廿七日蓮胤于時種類兩通狀等者、妙阿永代領主之條、所見分明之處、種武不加謀書難之間、承伏勿論之旨、見先事書畢、今更不及子細、是二、次弘長三年八月六日・文永二年八月十五日能種二通狀者、繼交七通之狀中畢、以彼二通狀加謀作難之間、淨惠等其由載裏書之上記付狀之端畢、而以七通悉爲謀書之旨、道明雖申之、皆以可加難者、七通内何箇端狀喚出狀中之二通可難申哉、兩通之外者皆以承伏之條載先段畢、其上彼二通狀依爲無用、不能

亂明之子細所載先事書也、是三、次彼七通狀雖無正文、敵人承伏之上、淨惠・尊覺等裏書狀難被弃捐之子細同前、是四、次建長五年二月十八日蓮種所進能種讓狀案者、妙阿爲一期領主之由、道明雖申之、妙阿爲永代領主帶後日狀等之處、種武承伏之次第載先段畢、先判無用案文不及沙汰、是五、如十二月十八日付建長四能種狀者、年來乃妻女仁天候之上重恩之間、太郎二郎仁讓候天、殘所々別乃狀仁堺於差天讓給候狀、爲向後披見之由、證判於可給云々、取要、如同廿日守護代愛甲右衛門尉返狀者、彼讓狀見知仕候云々、彼狀爲淨惠等封判内、專所備妙阿永代領主之證跡也、是六、次文永二年九月二日能種讓狀并正安三年四月十六日妙阿狀等者、爲妙阿一期領主支證之旨、道明同雖申之、於讓狀者談儀所沙汰之時不進覽之間、後日謀作之條顯然也、妙阿狀又爲謀書之由、覺心申之處、被返下注進狀之上者、可被召類書之旨、道明雖申之、妙阿永代領主之實否、須依淨惠・尊覺等封判狀歟、且総州時代雖召類書、奉行人住宅炎上之時燒失畢、其後不及類書沙

汝被注進之處、依無御不審可成敗之旨、被仰下之上、關東進之文書、於鎮西今更難被召出、各副具書之由、覺心所申非無子細、是七、然則妙阿永代領主之段、能種讓狀以下種武承伏條、見淨惠等裏書狀之上、先事書之二勘、不可有相違之間、任彼勘錄、於山田野・河床以下者、可令妙阿跡領掌、次蓮種所帶文永二年能種讓狀并妙阿狀以下事、爲謀書之由覺心申之處、淨種相續訴訟畢、任式目可有其沙汰矣、

一 殺害放火事、

右如同事書者、守護注進勘文等燒失之上者、被召出留案可有沙汰之由、蓮種雖申之、彼時守護代行忍死去畢、具官人等事敵對之旨、兼日訴申之間、於引付被終御沙汰上者、不及被召出之旨、賴種所申叶理致坎、仍殺害并放火事、互雖申子細、無実證問、不及沙汰坎云々、頭書云被注進本訴之上不及沙汰云々者、彼勘判無相違焉、

一 以關東御下文覺心号謀書由事、

右蓮種則延慶二年八月八日、於奉行人安富左近將監賴泰

前、以蓮種所帶右大將家并右大臣家御下文爲謀書之由、覺心于時在俗令申云々、覺心亦爲不實之旨稱之者、兩方雖立申證人延慶申詞、彼時證人不可覺悟之上、奉行人賴泰又死去畢、旁以無所于究之間、不及沙汰矣、以前條々、依仰下知如件、

元德元年十一月廿九日

(北条英時) 修理亮平朝臣(花押)

○二四 鎮西御教書

天草余三入道蓮種子息馬次郎入道淨種与山田野孫六入道覺心相論肥後國天草嶋内山田野・鷲崎以下所々地頭職事、被裁許覺心畢、早豊福彦五郎入道相共莅彼所、守下知狀可沙汰付覺心也、仍執達如件、

元德元年十二月五日

修理亮(花押)

上津浦次郎太郎入道殿

○二五 鎮西御教書

山田野孫六入道覺心申、肥後國天草嶋内山田野・鸞崎以下所之事、重申狀如此、守下知狀可沙汰付之由被仰了、早速可被打渡覺心也、仍執達如件、

元徳元年十二月廿五日 修理亮(花押)

上津浦次郎太郎入道殿

○二六 鎮西下知狀

隱岐三郎左衛門尉(二階等)行雄(階等)法師(法名)代顯雄(顯)与同孫三郎定氏

代妙性相論薩摩國阿多郡北方高橋郷事、

右、訴陳二問答之上、於引付之座召決之處、恰恰所申枝葉雖多、所詮、顯雄則彼北方者祖母忍昭(照)所領也、而爲異賊警固可差下子息、隱岐左衛門入道(兼行)忍(照)於鎮西之由、正應五年依被成御教書、道忍下向之刻、當方御年貢每年佰伍拾貫文蒙御免之間、於下地者雖分讓之、至年貢者可弁惣領之條、忍昭置文分明之處、定氏對捍之上者、任誠句、可被付下地之由、訴之、妙性亦忍昭遺領者、數

輩知行之間、於警固役者、各令勤仕畢、争可弁御免年貢於惣領之由、可書置哉、眼前之謀書也、可被弃捐濫訴之旨陳之、爰如顯雄所進被下隱岐入道後家之正應五年十二月七日關東御教書者、異賊警固事、嚴密有沙汰之上、任申請可令差下子息三郎左衛門尉於所領阿多北方(云力)、如被宛同人之永仁二年十二月廿七日同御教書者、薩摩國阿多北方年貢事、當所之外無知行地之處、依異國警固差下子息云々、仍所有御免也云々、如忍昭正和三年二月廿八日置文者、薩摩國阿多北方御用途佰伍拾貫、每年仁鎌倉江沙汰志進須留登雖登母、故左衛門入道殿鎮西警固尔依互、御免阿留上者、高橋郷尔每年柒拾伍貫文仁當流用途於彼、尼一期乃後者面々庶子知行乃分限尔随天、彼用途惣領乃方尔可弁也、何毛孫他利登雖登母、故三郎左衛門入道身尔向互御免安留間、尼賀心仁任世叔尔依互、置文乎加様仁書置也、若懈怠乎致佐牟輩者、下地於可申給也、又庶子等答無加良牟於、惣領方与利謂煩波須末志幾也云々者、後家女子知行之鎮西所領者、非警固要器之間、可被收公之由、

正應年中有沙汰之刻、當方者就差下子息道忍、全知行之上、依彼勞効蒙年貢御免之間、存其由緒、於高橋郷分柒拾伍貫文者、可弁惣領行存之條、忍昭置文分明之旨、顯雄申之處、以忍昭所給御教書、号道忍拜領之條、參差由、妙性雖稱之、可差下道忍^{于時}之旨、御教書炳焉之間、加了見欵、而於正應御教書者、被宛忍昭之處、不任意之旨載置文之條、爲謀書之由、妙性又雖申之、依道忍下向、蒙御免之間、令書表子細欵、不足繆難、随而如御教書者年貢也、号置文者御所用途云々、名目相違之旨、妙性申之處、進御所之間、御所用途之由、令書欵之旨、顯雄稱之、非無會釋哉、加之、異賊番役者、面々所令勤仕也、道忍一人難募其勞之由、妙性雖申之、無支證之上、彼役者嘉元以來被止畢、忍昭死去者、正和年中也、本主存日不可各別間、不及沙汰、且件年貢可弁惣領者、尤可載子細於讓狀處、無其儀之旨、妙性雖稱之、如然事、就置文有沙汰之條、爲常例欵、將又彼年貢事不實也、可被召出御免以前證狀之由、依妙性申、如顯雄出帶正嘉二年十二

月十六日關東御教書者、阿多北方御年貢錢貨佰伍拾貫文、每年無懈怠可進云々、子細炳焉之上、或忍昭蒙御免之由、稱之、或不存知之旨、妙性申之間、陳詞亘兩端畢、所詮置文謀書之由、妙性雖稱之、於顯雄差申行存弟六郎左衛門尉成藤、又三郎行武所帶忍昭讓狀者、号一味之仁、妙性嫌申訖、至妙性引申近江四郎左衛門尉後家所持狀者、就行存訴、弁彼用途之由、代官道阿依進請文、先日裁許之上、承伏狀不及召出之、宮内少輔入道妻者、載陳狀之間、對決之時被尋問之處、不知在所之旨、妙性申畢、旁難及類書之沙汰之上者、置文實書之條勿論欵、凡如彼狀者、致懈怠之輩分、猶惣領可申給之由、書載之處、以行存所帶祖母忍昭置文、定氏加謀作難之條、不遁其咎欵、然則任傍例、就誠句、於當郷内定氏分領者、所被付于行存也矣者、依仰下知如件、

元徳元年十二月廿五日

修理亮平朝臣^(実時)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五四「号文書ト同文ナリ」)

○二七 平すへすみ置文

さつまのくにますやまのしやう、をやにて候入たう堂ねん、さたおいたし候といへとも、あんとせられすして、めいをとしめられ候をはん、しかるおきやうとの御せいはいのあひた、かのさたのために、きやうとへまかりのほり候、このところあんとして候はぬ時、さてい又いち丸ニあんとのふんけんをさいて、三ふん一をゆつりあたうへく候、もしへん(変改)かい申候はん時ハ、すへすみかちきやうのふんをちきやうせらるへく候、よてのちのために件、

(元私)けんこう三ねん六月廿三日

たいらのすへすみ(花押)

○二八 後醍醐天皇繪旨

藏人三郎貞親當知行之地、任一同 宣旨、管領不可有相違者、天氣如此、悉之、以狀、

元弘三年八月廿九日

(中御門宣明)
權左少弁(花押)

○二九 二階堂真顯讓狀

讓与 乙一磨

薩摩國阿多郡北方高橋郷内田三丁屋敷一所坪付有事、別紙、右所、以祖母禪尼忍照讓狀所給外題安堵也、而爲舅之上、依有師弟之契約、相副本證文、所讓与乙一九也、不可有他妨之狀如件、

建武三年八月十五日

法印大和尚位真顯(花押)

○三〇 沙弥きやうい置文

さつまのくにます山のしやうの上のむらの内のすいてんたかはらさき九段川の内四段おハ、ます山のまこ二郎これすみより、さりたひ候うへハ、きやうい(き脱カ)ちやうすへく候、たふしきやうい一こたうしのさいちよ一こすき候ハ、まこ二郎これすみかたにかへすへく候、ゑひたいをかきてしゝそんく(き脱カ)まてちやうあるへく候、このうへもしいさくいらんわつらい候ときハ、さいくわたるへく候、

よてこ日ためニ、しやうくたんのことし、

けんむ三年九月廿三日 (建武) しやみきやうい(花押)

〇三一 二階堂行存讓狀

讓与

(二階堂)
七郎行貞所

薩摩國阿多郡北方高橋郷内路余利南水田拾八町六段

并井牟田、山野、
四至境見本文書

右、所者、行存爲相傳所領之間、所讓与行貞實也、於公
方御公事者、隨分限、令勤仕、迄于子々孫々、無他妨可
令知行、仍爲後日讓狀如件、

建武五年九月二日

(二階堂行雄)
行存(花押)

讓与

〇三二 二階堂行存讓狀

良勝房所

薩摩國阿多郡高橋郷内平井寺水田八段・屋敷三ヶ所

并玉牟田壹丁・土与姫田四段川事、

右、所者、行存爲相傳所領之間、一期分所讓与良勝房也、
勤仕寺社役、無他妨可令知行、仍爲後日讓狀如件、

建武五年九月二日

(二階堂行雄)
行存(花押)

〇三三 某袖判良秀奉書



預置 薩摩國伊作庄下司職半分并名田等事、

右、寺原入道道惠奉對領家現不忠之間、彼所職名田等悉
被没収、其跡於所被預置于道願也、仍執達如件、

曆應參年三月三日

良秀奉

〇三四 足利直義軍勢御教書寫催促

〔延寶二年甲寅正月廿一日、入來院準人重香、忠久公御判御文書被
致進上之、爲其御返禮、此正文準人殿江被爲給之、故爲後證可写留之
旨、嶋津出雲殿御下知也、仍如件、〕

參 御方、可致軍忠之狀如件、

康永二年四月十二日

(足利直義)
(花押)

澁谷孫次郎殿

(重慶)
(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二七号文書ト同文ナリ)

〇三五 二階堂行存讓狀

ゆつり渡所領事

八郎行春所

右所領ハ、さつまの國あたのこほりきたかたの内いけへの村、行存さうてんの所領たるあひた、八郎にゆつるところなり、このところハ次郎まこたる間、ゆつるといへとも、とんせいする間、八郎になかくゆつる也、しゝさかいハ、せんれいにまかせてちぎやうすへき也、後日のためにゆつり狀如件、

貞和七年三月卅日

行存(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二三四号文書ト同文ナリ)

〇三六 惣公文重圓等連署注進狀

注進

去年十月田所罷上候之時、國不審注進仕候之處、依路次難儀自道罷帰候、御領損亡無申許次第候之間、去年御年貢等不京進仕候之条、公私歎入候、此便宜不取敢候程仁、田所上洛之時注進狀進上之仕候、

一覺眼同右衛門次郎、政所仁可引入於御敵事依露頭候、罷出於政所、御敵伊集院助三郎入道之領内仁令居住候、爲御不審申上候、不路次別子細候者、急速以御脚力國不審等可申上候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

觀應二年四月二日

惣公文重圓(裏花押)

田所代梁應

下司道智

收納使承覺

〇三七 平惟純讓狀

ゆつりあたう平四郎氏純か所に

さつまのくにます山のしやうのう〔ちか〕、しをたなかむらの
てんはくさんやら事、

右、たうしやうハ、これすみかせんそさうてんのしりや
うなり、しかるに、この内上村のうちすいてんたかわら
さき一丁、そのハやさうけうかうかふるその一ヶ所□め
なかむらにきしさうつのしり一丁、上村のさかい也、そ
のハまつたのかはは〔ちか〕のいやしき一ヶ所、上かれこれ二
町、その二ヶ所、したいのほんもんしよてつきをあいそ
〔ちか〕て、平四郎氏純ニゑいたいをかきてゆつりわたすとこ
ろ也、のちのために、とし月〔とうか〕しひつのゆつり状、
ししそんくニいたるまで、わつらいなくちきやうすへ
き状如件、

正平七年二月十日

平惟純(花押)

〇三八 斯波氏経書下

薩摩國阿多郡北方二階堂隠岐守直行跡 事、所宛行也、守先例可致
知行、仍執達如件、

康安二年七月二日

〔斯波氏経〕
左京大夫(花押)

二階堂因幡守殿

〇三九 通喜・泰久連署出舉米借券
出舉御米事

合五拾石者

右米者、今年中可返進候、若無沙汰之儀候者、阿多郡内
新山并太田・上床三ヶ村相當于此米候之程可有御知行之
由、所仰候也、聊不可有違乱煩之儀候、仍狀如件、

貞治五年七月十日

泰久(花押)

通喜(花押)

〇四〇 禪麟讓狀

ゆつり渡所領事

〔那那〕
なな一丸所

右所領ハ、さつまの國あたのこほりきたかたの内いけへ
の村事、禪りんさうてんの所領たるあひた、なな一にゆ

つる所なり、さんやかゝいしゝさかいハ、せんれいにま
かせてちぎやうすへきなり、後日のためニゆつり狀如件、

天授元年十一月十二日

(二階堂行春カ)
禪麟(花押)

○四一 宗光契狀

畏申上候、

一右の意趣へ、於前々も、上方をゆめ／＼おろかに存た
てまつらす候、今よりのちも、弥々公方をおろかに存
申へからす候、

一不慮のさんし(論考)や候て、上方を おろかに存申と、御み

ゝに入候する時ハ、ちきに仰蒙候て可申開候、又上意
いかやうにむきて候と申人候する時ハ、其(題之)を上方へ

可申上候、若この条ニいつはり申候者、

惣日本國大少神祇 別伊勢天照大神 熊野三所權現 こ
とにハ當社 八幡大菩薩 諏訪上下大明神 天満大自在

天神御爵可罷蒙候、仍請文如件、

應永廿年九月廿三日

宗光(花押)

○四二 忠永書狀

いさくとの、ひししまのそうちとうしき、う(請所)けところと
して御ちぎやう候之時、ひほうらうせき候のあひた、う
たへ申候といへとも、御口入之間をせうをとゝめ候了、
きやうこうハしさいあるへからす候、且御ふぎやう所ニ
もこのやうを申入へく候、恐々謹言、

四月廿三日

忠永(花押)

しんひやうへ入とう殿

○四三 薩摩國宣

薩摩國中納言法印御房可有御知行由事、治部權大輔殿御
狀如件、早任例於正稅者被執達之、且可被注進地下文書
之由、國宣所候也、仍執達如件、

八月十三日

左衛門少尉家忠

在廳官人 御中

○四四 沙弥かくち讓狀

ゆつりあたへたてまつる やうしこほうしとのゝところ
二

さつまのくにかこしまのこほりの内かミいしきのむら
のみやうてんはくいけさんやらの事、

右ミやうてんはくいけのさんやらハ、かくちかしやてい
さたちかゝそりやうなり、しかるあいだ、けんふ(種)二ねん(武)
十一月廿五日、しひつをもてかくちにゆつりあたへをわ
んぬ、かのしやうにまかせて、かくちゝきやうさをいな
し、よてさたちかゝしひつならひにかくちかこのゆつり
にまかせて、いちこのゝちは、こほうし殿にゆつりたて
まつるところ也、たま／＼さたちか・かくちともなんし
なきうあハ、あとのこせほ(審)たい(提)をこたらす、とふらわる
へく候、又そくちよひくにそゆふハう御ふちあるへく候、
よてこうしようのためニゆつりしやう如件、

しやミかくち(花押)

